

令和 4 年12月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和 4 年	12月 2 日	開会
令和 4 年	12月 9 日	閉会

横 芝 光 町 議 会

令和4年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第14号の上程、説明	5
休会の件	35
散会の宣告	35

第 2 号 (12月6日)

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
職務のため出席した者の職氏名	38
開議の宣告	39
一般質問	39
森 川 貴 恵 君	39
宮 蘭 博 香 君	56
印 東 彦 治 君	73

川 島 富士子 君	81
休会の件	99
散会の宣告	100

第 3 号 （12月9日）

議事日程	101
本日の会議に付した事件	102
出席議員	102
欠席議員	102
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
職務のため出席した者の職氏名	103
開議の宣告	104
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	104
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	108
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	109
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	109
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	110
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	110
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	114
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	115
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	116
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	116
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	117
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	117
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	117
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	118
閉会の宣告	118
署名議員	121

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

令和4年12月横芝光町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月2日（金曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号ないし議案第14号について（町長政務報告、提案理由説明）

日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
3 番	印 東 彦 治 君	4 番	秋 鹿 幹 夫 君
5 番	宮 藺 博 香 君	6 番	山 崎 義 貞 君
7 番	越 川 一 雄 君	8 番	庄 内 賢 一 君
9 番	鈴 木 和 彦 君	10 番	鈴 木 輝 男 君
11 番	川 島 仁 君	12 番	川 島 富 士 子 君
13 番	鈴 木 克 征 君	14 番	鈴 木 唯 夫 君
15 番	八 角 健 一 君	16 番	川 島 勝 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	及 川 雅 一 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君

財 政 課 長	向 後 和 彦 君	環 境 防 災 課 長	北 田 勝 也 君
税 務 課 長	椎 名 雄 一 君	住 民 課 長	川 嶋 修 君
産 業 課 長	佐久間 真 一 君	都 市 建 設 課 長	若 梅 吉 伸 君
福 祉 課 長	古 作 健 二 君	健 康 こ ど も 長	鈴 木 正 広 君
食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 勇 君	東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	社 会 文 化 課 長	霞 澄 人 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	渡 邊 奨	書 記	安 藤 真 澄
-----	-------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年12月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

16番 川 島 勝 美 議員

8番 庄 内 賢 一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月12日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月12日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しましたのでご報告します。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合の報告を行います。

初めに、11月8日に開催された令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月8日に開催されました令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は7件であります。

議案第1号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

四市複合事務組合の千葉縣市町村総合事務組合への加入に伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は専決処分の承認を求めるもので、国家公務員の育児休業等に関する制度改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したものであります。

議案第3号は専決処分の承認を求めるもので、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和に係る改正を行うほか、非常勤職員の育児休業等について定めるため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したものであります。

議案第4号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は25億8,429万3,872円、歳出総額は23億2,374万2,538円で、歳入歳出差引残額は2億6,055万1,334円となりました。

議案第5号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は6,980億2,098万8,892円、歳出総額は6,822億2,575万5,607円で、歳入歳出差引残額は157億9,523万3,285円となりました。

議案第6号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,042万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,426万7,000円とするものです。

議案第7号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115億9,178万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,260億8,759万6,000円とするものです。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、11月14日に開催された令和4年第1回山武郡市広域行政組合議会臨時会については、お手元に配付の資料をもって報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第14号の上程、説明

○議長（川島 仁君） 日程第4、議案第1号ないし議案第14号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに令和4年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。また、平

素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日の経つのは早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。この1年を振り返ってみますと、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による物価の高騰が進み、生活への影響が大きなものとなっております。また、新型コロナウイルス感染症は第6波に伴うまん延防止等重点措置が千葉県では1月21日から3月21日までの期間発令され、7月からはオミクロン株BA.5の感染者が全国的に急増し、第7波となりました。11月に入り再び感染者数が増加傾向にあり、第8波に突入した状態となっております。町としても感染拡大を防ぐため、オミクロン株対応のワクチン接種を円滑に進め、接種を希望される全ての方への接種が早期に完了できるよう、引き続き接種体制の構築に努めてまいりますので、町民の皆様には感染防止対策の徹底をお願いいたします。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様にはくれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員について定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務などの制度が設けられました。

地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことから、当町においても定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制等を導入すべく本議会におきまして、「横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を提案させていただきました。

また、本年8月8日には人事院から、10月13日には千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告が行われました。いずれの勧告も民間給与との較差等に基づく令和4年度における給与改定を内容としています。人事委員会を設置していない当町といたしましては、この勧告にのっとり、給与改定に関連する条例改正について提案させていただいたところでございます。

続いて、企画空港課関係についてであります。令和4年3月に改定しました町地域公共交通計画に基づき、町内北側地域について、町内循環バスを12月1日から廃止し、北側地域

への専用車両1台を配置した上でデマンド交通（のりあいよこび一号）へ転換いたしました。また、町内南側地域では同日から横芝駅周辺と横芝地区・光地区を結ぶ2ルートのシャトル型とし、従前より運行本数を増やすとともに、乗降しやすい低床タイプの新型車両を2台導入して運行を開始いたしました。

一方、横芝光号成田便は増便と運行ダイヤを改正する再編について令和5年4月を目途に検討していましたが、成田空港の稼働状況がコロナ禍以前と比較するといまだ低迷中のため、再編時期を再検討することといたしました。今後も利用者皆様の声や、公共交通会議のご意見を伺いながら、町民の皆様に喜ばれ親しまれる公共交通サービスの提供に努めてまいります。

次に、東京オリンピック2020開催に伴い、ホストタウンとして交流しましたベリーズ国ですが、現地時間の11月2日にハリケーン「リサ」の直撃により、9万人以上の国民が被災したとのことでありました。被災されたベリーズ国民にお見舞い申し上げますとともに、東京オリンピックを通じた事前、事後交流の経緯を鑑み、被災からの復旧・復興を切に願うため、予備費を活用して災害支援金20万円を国際協力機関を通じて援助する手続を取ったところがあります。

次に、成田国際空港周辺対策交付金の普通交付金、地域振興枠及びA滑走路特別加算金につきましては、9月期、3月期として年2回交付されます。今年度の9月期交付額は、対前年度同月期と比較して、普通交付金は260万1,000円増の2億3,316万2,000円、地域振興枠は2,384万5,000円増の1億2,295万5,000円、A滑走路特別加算金は同額の1,000万円で、合計2,644万6,000円増の3億6,611万7,000円でした。

増額した主な要因ですが、地域振興枠の交付に当たっては、対象市町の財政力指数等を勘案することとなっており、今年度は前年度に比べて交付対象市町が減少したことによるものです。今後もこの交付金を活用して、航空機騒音に係る環境対策はもちろんのこと、道路や施設整備をはじめ、地域振興に資する施策を実施することで町の活性化に取り組んでまいります。

続いて、財政課関係についてであります。令和5年度予算につきましては、10月18日に職員に対して予算編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を行っているところであります。

歳入では、成田国際空港周辺対策交付金が一定額見込めるものの、いまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安等による原油や原材料などの価格高騰の影響により、町

税収入の大幅な増額は見込めない状況であります。

一方、歳出においては、高水準で推移する公債費や医療・介護などの社会保障費、物価高騰による公共施設の維持管理費等の増加のほか、横芝小学校改築事業に係る校舎建設工事がスタートすることや、一部事務組合の維持管理費及び施設整備費に係る負担金なども増加が見込まれることから、歳出が歳入を大きく上回る状況となっております。

これらのことから、前年度同様厳しい予算編成になることが予想されますが、財源の積極的な確保と事業の「選択と集中」により、優先度や効率性の高い事業に重点的に取り組むことで健全財政を維持しつつ、第2次総合計画に掲げる基本目標を踏まえ、将来の横芝光町発展のための予算を編成すべく鋭意努力する所存であります。

続いて、環境防災課関係についてであります。去る10月16日の日曜日に実施しました「栗山川周辺環境ボランティア」では、参加をいただいた町民や各種団体、事業所の皆様により、堤防の草刈作業やポイ捨てごみの回収作業が行われました。ここ最近は新型コロナウイルス感染症の影響などにより参加者が減少傾向にありましたが、今年度は実施時期に感染が落ち着いていたこともあり、昨年よりも多くの方々にご協力いただくことができました。町のシンボルである栗山川の環境保全のため、今後も町民の皆様のご協力をいただきながら美化活動を推進してまいります。

また、11月27日の日曜日に実施した「町内一日清掃」にも大勢の町民の皆様にご協力をいただき、地域のポイ捨てごみの回収や清掃作業により町をきれいにすることができました。

「栗山川周辺環境ボランティア」及び「町内一日清掃」にご参加いただきました皆様にご心から感謝申し上げるとともに、今後も町内の環境美化推進のため、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、産業課関係についてであります。産業まつりにつきましては、先の9月議会定例会において、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として補正予算において増額計上し、議会のご承認を得て開催に向けて準備をしていたところではございますが、感染状況に波があることから、産業まつり実行委員会を開催し協議しましたところ、当日を迎えるまで実施の判断が難しいなど総合的に判断した結果、感染拡大防止の観点から、大変残念ではございますが、今年度も中止といたしました。

次に、世界的な物価高騰により大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業継続への影響を緩和するため、10月議会臨時会でご承認をいただきました地方創生臨時交付金を財源とした「農・工・商業者向け物価高騰対策応援金」を11月15日から開始したところでござ

います。町広報紙、防災行政無線、ホームページ等による周知を行い、いち早く応援金がお届けできるよう迅速に進めております。

次に、平成20年4月に県営基盤事業として採択された篠本新井地区が令和4年に完了したことを記念して、11月19日横芝光町立日吉小学校体育館にて、篠本新井土地改良区による経営体育成基盤整備事業篠本新井地区の竣工式典が行われました。式典では、事業にご尽力いただいた功績をたたえ、千葉県知事より篠本新井土地改良区理事長鈴木克征氏へ感謝状が贈られました。これも鈴木克征理事長をはじめ土地改良区と地区の皆様が協力し、土地改良事業と集落営農に取り組んだ努力とご尽力の賜物であり、敬意を表したいと存じます。これを契機に、町農業のリーダーとして、さらなる発展とご活躍をご期待申し上げます。

続いて、健康こども課関係についてであります。8月30日の議会議員全員協議会でご説明させていただきました「上堺保育所の閉所」につきまして、9月21日から10月20日までの期間でパブリックコメントを実施したところ、意見等はありませんでした。また、11月4日に開催いたしました子ども・子育て会議において、全会一致でご承認をいただいたところです。これらを受けまして、「横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を本議会にて提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、平成30年3月に策定した「横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画」は策定後5年が経過すること、また少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症等の影響で社会情勢の変化が大きいことから、本年度は中間評価を行い、最終年度となる令和9年度に向けた必要な見直しを行っております。中間評価に当たっては、住民アンケートや各種団体へのアンケート調査等、住民の皆様のご意見をいただきながら、現在見直し作業を進めております。12月に、健康増進計画及び自殺対策計画策定委員会を開催後、令和5年1月中に素案を作成し、パブリックコメントを経て、改めて健康増進計画及び自殺対策計画策定委員会でご審議いただいた上で本年度内に策定する予定です。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種についてであります。3回目接種の状況につきまして、11月28日時点で65歳以上は7,558人で接種率は82.0%、64歳以下は9,002人で接種率は63.8%となっております。また、4回目接種の状況であります。11月28日時点で1万699人、うち60歳以上の方は7,581人で、その接種率は85.2%となっております。

一方、5歳以上11歳以下の小児に対して追加されました3回目のワクチン接種につきましては9月6日付で、オミクロン株対応ワクチン接種につきましては9月20日付で、さらには

新たに追加されました生後 6 か月から 4 歳以下の乳幼児に対するワクチン接種につきましては10月24日付で、それぞれ新たに予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられました。

また、接種間隔につきましては、10月21日付で予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布がなされ、オミクロン株対応ワクチン接種を行う場合の最終の接種からの間隔が従来の「5 か月以上」から「3 か月以上」へ短縮されました。

これらを踏まえて、関係医療機関に対しては接種人数規模や接種日程等を調整し、接種対象者へは順次、接種券及び予診票等の発送、接種予約の受付等の対応に努め、接種体制の整備に取り組んできたところです。今後も国からのワクチン供給状況を勘案しながら、接種を希望される全ての方への接種が早期に完了できるよう、引き続き接種体制の構築に努めてまいります。

続いて、社会文化課関係についてであります。11月 5 日、6 日に町民会館と町体育館で行われました横芝光町文化祭、図書館で行われました図書館まつりは、感染対策を施し、3 年ぶりの開催でしたが、数多くの作品展示、芸能発表、イベント等が催され、2 日間で約 4,300 人の来場者がありました。

次に、新年に予定されております二十歳を祝う式典は、町民会館を会場に 1 月 8 日に 2 部制での開催に向け、各関係機関と調整等準備を進めているところであります。

最後に、東陽食肉センター関係についてであります。10月末現在のと畜頭数は、豚が 5 万 2,895 頭、牛が 2,381 頭で、昨年同時期と比較して豚が 4,096 頭の減、牛は 320 頭の増となりました。豚のと畜頭数の減少については、猛暑による豚の発育不足や豚流行性下痢などの家畜疾病の影響を受けたことが原因と思われます。引き続き関係者と協力しながら、と畜頭数の確保に努めてまいります。

以上、現在の各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和 4 年 12 月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第 1 号 横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本案は地方公務員法の改正による定年延長制度の導入に伴い、関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備する

必要があることから、横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和4年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和4年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和4年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は少子化に伴う利用児童数の減少及び施設の老朽化等により町立保育所の集約及び運営の効率化を図る必要があることから、町立保育所の統廃合を行うため、横芝光町保育所条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は給与改定に伴う人件費のほか、電気料金高騰による公共施設の光熱水費、水田農業構造改革対策事業、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ7,409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億7,849万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第7号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は一般被保険者に係る療養給付費等のほか、特定健診受診率向上事業、過誤納還付金に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億720万1,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,620万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第8号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は人事異動に伴う人件費の調整、農業集落排水施設の電気料金高騰による光熱水費に係る経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ127万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,627万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第9号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は食肉センター使用料の改正に伴う歳入の見直しのほか、人事異動に伴う人件費の調整、電気料金高騰による光熱水費に係る経費等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,753万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,153万円とすべく提案したものでございます。

議案第10号 令和4年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は外来勤務の非常勤医師に要する経費のほか、電気料金の高騰により光熱水費の不足が見込まれ、医業費用に係る経費に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の支出を2,315万1,000円増額し、支出総額を17億5,645万1,000円とするとともに、感染性廃棄物処理業務委託について令和5年度の契約の相手方を令和4年度中に決定する必要があるため、債務負担行為を設定すべく提案したものでございます。

議案第11号ないし議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、本案は人権擁護委員の土屋喜久雄氏、椎名俊明氏、上野敬蔵氏、椎名菊代氏の4名の任期が令和5年3月31日をもって満了となることから、引き続き委員として土屋喜久雄氏、椎名俊明氏を、上野敬蔵氏の後任として鶴澤智育子氏、椎名菊代氏の後任として川嶋義二氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） おはようございます。

それでは、議案第1号 横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由説明書、ピンク色の議案つづり、黄色の議案関係資料ともに1ページからとなります。

それでは、ピンク色の議案つづり1ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員法の改正による定年延長制度の導入に伴い、関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備する必要があることから、横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものであります。

制定の概要についてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料1ページをお願いいたします。

根拠法令等につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律となります。

表中の中段の内容の要旨では、定年延長にかかる措置といたしまして、1つ目として、定年年齢の引上げに関する規定の整備で、職員の定年年齢を下の表のとおり段階的に引き上げ、65歳とするための規定の整備を行います。

2つ目といたしまして、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備で、一つとして、管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理監督職——主幹級以上となりますが——の職員については、最初の4月1日までに非管理監督職（班員）に降任する規定を設けます。

2つ目といたしまして、公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けます。

3としまして、定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備を行います。

1つ目としまして、60歳に達した日以後、最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設けます。

2つ目としまして、定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止します。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設けます。

4つ目といたしまして、情報提供・意思確認制度に関する規定の整備で、職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための

規定を設けます。

5つ目としまして、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備で、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする規定を設けます。

資料2ページをお願いいたします。

定年延長後の職員の勤務形態等に関するイメージの図になります。

6つ目としていたしまして、地方公務員法の改正に伴い改正する条例は、下の表の条例名称欄に記載されている10の条例の一部を改正するため、条文方式により条例の制定をいたします。

7つ目といたしまして、地方公務員法の改正に伴い廃止する条例となります。

資料3ページをお願いいたします。

条文欄の第1条関係になります。

横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、内容につきましては、短時間勤務職員は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としておりましたが、別途地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律で定義されているため、削除いたします。

資料4ページをお願いいたします。

条文欄の第2条関係になります。

公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部改正で、内容につきましては、第2条第2項第1号の改正は、再任用職員については派遣対象外とする職員の範囲から除くこととしていますので、再任用制度廃止後においては、定年前再任用短時間勤務職員についても派遣対象外とする職員の範囲から除くこととした改正で、第2条第2項第5号の改正は、定年延長に伴い異動期間を延長された管理監督職は、派遣対象職員から除くことにする規定の追加です。

資料5ページをお願いいたします。

条文欄の第3条関係になります。

横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、内容につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、地方公務員法上、短時間勤務の職の用語規定が同法第28条の5第1項から第22条の4第1項へ移ったことによる改正です。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

条文欄の第4条関係になります。

横芝光町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、内容につきましては、定年延長に伴い役職定年制度に関する規定の整理となります。

資料 8 ページをお願いいたします。

条文欄の第 5 条関係になります。

横芝光町職員の定年等に関する条例の一部改正で、この第 5 条関係の改正につきましては、横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の主となる条例であり、ここからの第 1 条から第 14 条までは定年等に関する条例の条文番号となります。

内容につきましては、第 1 条は引用条文の整理になります。

第 3 条は、定年の年齢を 60 歳から 65 歳へと改正するものです。現行のただし書にある医療業務に従事する医師の定年年齢は 65 歳であり、改正後は全て 65 歳とすることから、ただし書部分を削っております。

第 4 条は定年による退職の特例で、役職定年の特例として、管理監督職に引き続き勤務させることができること、定年の期限を延長することができることなどを規定するものであります。

10 ページをお願いいたします。

第 6 条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を規定しております。役職定年の対象となる職は、第 6 条第 1 号に規定する一般職の職員の給与に関する条例第 10 条に規定する職であり、管理職手当を支給されている職となります。また、例外規定として、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除くこととしております。したがって、医師及び歯科医師は、定年 65 歳、役職定年も 65 歳までとなり、現行どおりの取扱いとなります。

第 7 条は管理監督職勤務上限年齢を規定しておりまして、役職定年を 60 歳と規定するものです。

第 8 条は他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を規定しており、降任等の際には適性を有すると認められる職に、できる限り上位の職制上の段階に属する職にすることなどを規定しております。

資料 11 ページをお願いいたします。

第 9 条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の管理監督職への任用の制限の特例を規定しております。60 歳到達の日から最初の 3 月 31 日までは、異動期間として引き続き管理監督職として勤務した後に役職定年となりますが、引き続き管理監督職に勤務させることができる場合等を規定しております。

資料13ページをお願いいたします。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意を規定しております。異動期間の延長等の場合には、あらかじめ職員の同意を得ることになります。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置を規定しております。

異動期間を延長した場合において、延長の事由が消滅したときは、他の職へ降任等を行うことを規定しております。

第12条、第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用を規定しております。

第12条は、60歳到達後、退職した者を短時間勤務の職に採用することができるよう規定するものです。

資料14ページをお願いいたします。

第13条は、町が加入している一部事務組合の年齢60年以上の退職者を、選考により短時間勤務の職に採用することができる規定です。

第14条は規則委任を、附則において経過措置等を規定しております。

資料16ページをお願いいたします。

ここから関係条例の整備に関する条例の制定についての条文欄の上番に戻ります。

条文欄の第6条関係になります。

横芝光町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正で、内容につきましては、減給の懲戒処分を受ける職員の給料について、60歳到達後の最初の4月1日から給料月額が7割水準となるなど変動があった場合、当該変動後の給料月額の10分の1を上限として減給することを定めるものであります。

資料17ページ、18ページをお願いいたします。

条文欄の第7条関係になります。

横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、内容につきましては、勤務時間、週休日及び年次休暇に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用していたものを定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改めるものです。

資料19ページをお願いいたします。

条文欄の第8条関係になります。

横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、内容につきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加えるものであります。

資料20ページをお願いいたします。

条文欄の第9条関係になります。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、内容につきましては、第6条の2から第28条については、現行の再任用制度の廃止に伴う定年前再任用短時間勤務職員への用語規定の変更が主な改正です。

資料23ページをお願いいたします。

附則第15項から第22項の追加が、60歳到達後の給料月額の取扱いを追加するもので、第15項は60歳到達後における最初の4月1日以降の給料月額は、給料表の級号給に応じた額に70%を乗じた額とするものです。

資料24ページをお願いいたします。

第16項は、臨時的に任用される職員など、適用除外者を規定しております。

第17項から第22項は、役職定年制により降任等をした職員について、降任等をする前の給料月額の7割水準を維持するため、後任等の前の給料月額の7割と後任等後の給料月額の7割の額に差額があるときは、その差額相当額を給料月額に加算することを規定しております。

資料26ページから30ページの別表になりますが、別表につきましては再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員への変更に伴う改正となります。

資料31ページをお願いいたします。

条文欄の第10条関係になります。

横芝光町職員の旅費に関する条例の一部改正で、内容につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、地方公務員法上、短時間勤務の職の用語の規定が同法第28条の5第1項から第22条の4第1項へ移ったことによる改正です。

続きまして、ピンク色の議案つづり21ページをお願いいたします。

条文欄の第11条関係になります。

横芝光町職員の再任用に関する条例の廃止で、内容につきましては、再任用制度については、一定の経過措置を残した上で令和5年4月1日をもって廃止するものです。

附則につきましては、第1項で施行期日を規定しており、この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めており、附則第29項の規定は、公布の日から施行すると定めております。

第2項以降は定義や経過措置を規定しておりますので、後ほどご確認ください。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は11時5分とします。

（午前10時54分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

議案第2号ないし議案第4号について、総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） それでは、議案第2号ないし議案第4号について、補足説明をさせていただきます。

議案第2号ないし議案第4号は、令和4年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の給与改定を行うこととしました。あわせて町議会議員及び町特別職においても、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、それぞれの期末手当の支給割合を改正すべく提案したものであります。

初めに、議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、ピンク色の議案つづり35ページをお願いいたします。

本案は、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

ピンク色の議案つづり37ページをお願いいたします。

あわせて黄色の議案関係資料32ページをお願いいたします。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、一般職の期末勤勉手当を年間0.1月分引き上げることから、その引上げに準じて、議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うものであります。

1つ目としまして、令和4年度の期末手当の支給割合は表のとおりで、2.15月を2.25月に改め、令和4年度は12月期を0.1月分引き上げるもので、年間支給割合を4.3月を4.4月に改めるものであります。

2つ目といたしまして、令和5年度以降の期末手当支給割合は表のとおりで、6月期及び12月期の期末手当を2.2か月とするものであります。

次に、33ページをご覧ください。

第1条関係で令和4年度の改定を規定しており、第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改めるものであります。

次に、34ページをご覧ください。

第2条関係で令和5年度以降の改定を規定しており、第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改めるものであります。

ピンク色の議案つづり37ページをお願いいたします。

附則として、第1項で施行期日等を定め、第1号で第1条の規定は公布の日から施行し、第2号で第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の改正規定は令和4年12月1日から適用するとし、第3項では期末手当の内払を規定しております。

続きまして、議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、ピンク色の議案つづり39ページをお願いします。

本案は、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

ピンク色の議案つづり41ページと、併せて黄色の議案関係資料35ページをお願いいたします。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、一般職の期末勤勉手当を年間0.1月分引き上げることから、その引上げに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものであります。

1つ目としまして、令和4年度の期末手当支給割合は表のとおりで、2.15月を2.25月に改め、令和4年度は12月期を0.1月分引き上げるもので、年間支給割合を4.3月を4.4月に改めるものであります。

2つ目としまして、令和5年度以降の期末手当支給割合は表のとおりで、6月期及び12月期の期末手当を2.2か月とするものであります。

黄色の議案関係資料36ページをご覧ください。

第1条関係で令和4年度の改定を規定しており、第3条第2項中「100分の215」を「100

分の225」に改めるものであります。

37ページをご覧ください。

第2条関係で令和5年度以降の改定を規定しており、第3条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改めるものであります。

ピンク色の議案つづり41ページをお願いいたします。

附則として、第1項で施行期日等を定め、第1号で第1条の規定は公布の日から施行し、第2号で第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の改正規定は令和4年12月1日から適用するとし、第3項では期末手当の内払を規定しております。

続きまして、議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議案つづりの43ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員法第24条第2項の規定により、職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

併せて黄色の議案関係資料38ページをお願いいたします。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、初任給及び若年層の月例給（給料表）の引上げ並びに期末勤勉手当を引き上げるべく改正を行うものであります。

1つ目としまして、若年層に重点を置いた月例給の引上げ改定になります。改定率は0.3%であります。

2つ目といたしまして、期末勤勉手当の引上げになります。年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.3月分から4.4月分になります。引上げ分については、勤勉手当に配分1.9月分を2.0月分とし、期末勤勉手当支給割合は表のとおりで、所要の改正を行うものであります。

次に、議案関係資料40ページと、併せてピンク色の議案つづり45ページをお願いいたします。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、第1条関係で令和4年度の改定を規定しており、本条例の第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、一般職の12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、再任用職員の12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げるものです。

ピンク色の議案つづり45ページから64ページまでの別表第1及び別表第2は、若年層に重点を置いた月例給の引上げに伴い改めるものです。また、議案関係資料40ページから68ページまでの別表も同様のものです。

続きまして、議案関係資料69ページと、併せてピンク色の議案つづり64ページをお願いいたします。

第2条関係で令和5年度の改定を規定しており、本条例の第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、一般職の6月期及び12月期の勤勉手当を1か月分とするものであります。

また、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改め、再任用職員の6月期及び12月期の勤勉手当を0.475か月とするものであります。

次に、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、第3条関係で令和4年度の改定を規定しており、本条例の第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、特定任期付職員の12月期の期末手当を1.675か月分とするものであります。

第4条関係で令和5年度の改定を規定しており、本条例の第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、特定任期付職員の6月期及び12月期の期末手当を1.65か月とするものであります。

附則として、第1項及び第2項で施行期日等を定め、第1号で第1条及び第3条の規定は公布の日から施行し、第2号で第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項は第1条の改正規定を定め、第27条第2項の改正規定を除く改正後の規定は令和4年4月1日から、第27条第2項の改正規定に限る改正後の規定は同年12月1日から適用すると定めております。

第3項では令和4年4月1日前の異動者の号給調整を、第4項では給料の内払を、第5項では委任を規定しております。

以上、議案第2号ないし議案第4号について、補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、議案第5号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君） それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙、議案つづりは67ページから、黄色の表紙、議案関係資料つづりは72ページからとなります。

議案つづりをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、少子化に伴う利用児童数の減少及び施設の老朽化等により町立保育所の統廃合を行うため、横芝光町保育所条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

1枚めくっていただきまして、69ページをお願いいたします。

改正文となります。

それでは、本条例の制定の概要につきましてご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづり72ページをご覧ください。

内容の要旨であります、町立保育所の集約、運営の効率化及び児童の発達や発育のためによりよい環境づくりのため統廃合を行う必要があることから、上堺保育所を閉鎖するため、改正を行うものでございます。

統廃合の理由につきましては、まず少子化による児童数の減少です。上堺保育所は定員数90名に対し現在は17名、入所率18.9%であり、令和4年度中の新規入所者数はゼロ名、なしとなっております。

次に、施設の老朽化です。上堺保育所施設は昭和55年3月に供用が開始され、築43年が経過し、老朽化が進んでおり、大規模改修の時期が到来しております。

また、保育士の人材不足により、保育士の確保が困難な状況にもございます。

2の改正の内容でございますが、令和5年4月1日から上堺保育所を閉鎖するものであります。

下段のその他参考事項といたしまして、本年5月及び6月に、上堺保育所の保護者を対象に意見交換会を実施して、おおむねご理解をいただいたところでございます。

また、9月21日から10月20日までの1か月間、町ホームページ及び健康こども課窓口にてパブリックコメントを実施しましたが、ご質問・ご意見はございませんでした。

その後、11月に開催しました横芝光町子ども・子育て会議におきまして、本件についてご審議いただきましたが、反対意見はなく、ご承認いただいたところでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、次の73ページをご覧ください。

第2条の表中、上堺保育所の項を削るものでございます。

申し訳ありませんが、またピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、69ページをお願いいたします。

下から2行目から附則となります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上雑駁でございますが、議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔健康こども課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、議案第6号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第6号 令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億7,849万8,000円とし、第2条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を、第3条では地方債の変更を目的に地方債の補正を行おうとするものです。

2ページをお願いします。

2ページから4ページまでは、第1表歳入歳出予算補正です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

5ページの第2表は債務負担行為補正で、今回追加する債務負担行為は7件です。

1つ目の広報よこしばひかり印刷製本と次の役場庁舎日常及び定期清掃並びに用務員業務委託は、現在の契約期間が今年度末で終了することから、来年度以降の契約事務を今年度中に進めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の横芝光町立小中学校ICT活用支援業務委託は、教員のICT活用指導力の向上及びICTを効果的に活用した教育活動の充実のため、ICT支援員を委託し配置するもので、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の文化会館日常及び定期清掃業務委託からの4つの事業は、いずれも現在の契約期間が今年度末で終了することから、来年度以降の契約事務を今年度中に進めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

続いて、第3表地方債補正は、合併特例事業債の限度額を補正前の1億5,860万円から補正後の1億6,930万円へ1,070万円増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容につきましては、歳入の22款町債でご説明申し上げさせていただきます。

次のページ、6ページから8ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

15款2項2目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金は、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画に定める標準準拠システムへ移行するための障害者総合支援システム改修に係る補助金で、補助率は2分の1です。

16款2項2目民生費県補助金のひとり親家庭等医療費等補助金は、ひとり親家庭等医療費等助成の助成件数の増加に伴う補助金の増です。

4目農林水産業費県補助金の飼料用米等拡大支援事業補助金は、県の補助単価の改定及び飼料用米等の補助対象面積の増加に伴い増額するものです。

次の千葉県経営所得安定対策等推進事業費補助金は、行政手続をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービスシステムと水田情報システムとを連携するための経費に係る補助金で、追加交付により増額するものです。

18款1項3目教育費寄附金は、光ライオンズクラブから光中学校の教育振興のために20万円が寄附されたことから計上したものです。

19款2項6目地域振興基金繰入金は、産業まつりの中止に伴い、基金を充当して行っている産業まつり助成事業への基金繰入金を減額するものです。

8目地方創生基金繰入金は、新たに実施する妊活サポート事業へ事業費の2分の1を繰り入れるものです。

20款1項1目繰越金は、今補正予算の財源に充てるため計上いたしました。

21款7項1目雑入の多面的機能支払交付金事業負担金返還金は、平成28年度から令和2年度まで事業を実施した小田部地域資源保存会の活動区域内に耕作放棄地があったことから、これまでに交付した耕作放棄地面積に応じた交付金の返還金を受け入れるものです。

2目過年度収入の児童手当国庫負担金は、令和3年度分の追加交付額の計上です。

10ページをお願いいたします。

22款1項1目総務債の合併特例事業債は、充当先事業である町道Ⅰ－8号線横芝地先道路改良事業の事業費の増額に伴い起債額を増額するものです。

続いて、歳出でございます。

まず、各事業のご説明の前に、本補正予算の共済組合負担金を含む一般職及び会計年度任用職員の給与費関係につきましては、令和4年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づく調整を行っています。給料月額については本年度4月に遡及して計上したほか、期末勤勉手当を年間4.3月から4.4月分に改定し、計上しております。また、各科目における需用費の光熱水費の増額計上につきましては、電気料金高騰によるものであります。

このことから、一般職及び会計年度任用職員の人事院勧告等に基づく調整による給与費等及び電気料金高騰による光熱費対費に係る各科目での説明は省略をさせていただきます。

それでは、説明欄の事業ごとに説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の議員報酬と2款1項1目一般管理費の特別職給与費は、令和4年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた一般職の支給割合の改正に準じ、調整を行っております。

次の一般職給与費、3節職員手当の扶養手当と住居手当は、新規認定による増額計上です。

続きまして、10目地域振興費の集会施設維持管理事業は、両国新田集会所のフェンス改修工事が資材の価格高騰により予算に不足が生じたこと、鳥喰上新田集会所でシロアリの被害により床板などの補修が必要となったことから増額計上するものです。

12目情報管理費の内部情報系電算管理事業は、内部情報系端末の更新によるウインドウズ11への変更に伴い、庁内ネットワークシステムへの新たに接続する設定変更が必要になることから改修を委託するものです。

12ページをお願いいたします。

一番下になります。3款1項1目社会福祉総務費の一般職給与費は、次のページにかけてとなります。人事院勧告等に基づく調整と人事異動による増額計上です。

3目障害者福祉費の地域生活支援事業は、地域活動支援センターたんぼぼの常勤支援員と補助支援員の人件費の増額による指定管理料の増額計上です。

次の障害者自立支援特別対策事業は、国のデジタル社会の実現に向けた障害福祉サービス

データベースの構築に伴い、町障害者総合支援システムの改修を委託するものです。

5目国民健康保険費の一般職給与費、3節職員手当の時間外勤務手当は、執行見込みによる増額、6目後期高齢者医療費の一般職給与費、3節職員手当の時間外勤務手当も執行見込みによる増額計上です。

次の広域連合負担金の療養給付費負担金（精算分）は、令和3年度後期高齢者医療給付費精算による追加負担金です。

7目介護保険費の一般職給与費は、14ページにかけてとなります。人事院勧告等に基づく調整と人事異動による増額計上です。

3款2項1目児童福祉総務費の町内児童等医療費等助成事業は、ひとり親家庭等医療費等助成件数が増加し、予算に不足が生じる見込みとなったことから、手数料と助成費を増額するものです。

2目児童措置費の児童手当給付事業は、令和3年度分事業費の精算による国庫負担金の返還金です。

3目児童福祉施設費の児童遊園地維持管理事業は、老朽化により使用できなくなった遊具について撤去しようとするもので、今回撤去するのは橋場児童遊園のバスケットゴール、篠原児童遊園の鉄棒と鉄柵、栗山児童遊園の滑り台です。

15ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の一般職給与費は、人事院勧告等に基づく調整と人事異動による増額計上です。

次の妊活サポート事業（不妊治療費保険診療助成）（創生）は、これまで実施してきた不妊治療費助成事業の継続について、不妊治療が保険適用となる令和4年度以降は検討するとしていたところですが、不妊に悩む夫婦などに対し、引き続き助成することで子供を希望する人が治療を諦めることがないよう経済的負担を軽減するとともに、少子化対策に資するため新たに制度化し、治療費の一部を助成しようとするものです。

補助額は保険診療治療費の自己負担額の2分の1以内で、1年度当たり10万円を上限としています。今年度は令和4年4月まで遡及し適用することで、7件を見込んでおります。

2目予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者を支援するための食料を備蓄するものです。感染拡大に備え、200人で3日分の水、缶詰、パン、ご飯類を購入します。

5目健康づくりセンター費の健康づくりセンター維持管理事業、需用費の修繕料は、プラ

ム1階にある壁掛け電気温水器と配管の修繕に係る経費を計上いたしました。

6目環境衛生費の一般職給与費は、16ページにかけてとなります。人事院勧告等に基づく調整と人事異動による増額計上です。

5款1項2目農業総務費の一般職給与費は、人事院勧告等に基づく調整と人事異動による増額計上です。

3目農業振興費の需給調整対策総務事業の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、令和5年度からの農林水産省共通申請サービスを利用した審査に対応するため、県補助金を受けて、横芝光町農業再生協議会が行う水田情報システムと農林水産省共通申請サービスとの連携に係る経費を増額し、補助するものです。

次の水田農業構造改革対策事業は、県補助金を受けて実施する飼料用米等拡大支援事業補助金で、県の補助単価の改定及び当町の飼料用米などの補助対象面積が約117ヘクタール増えたことにより増額するものです。

次の水稻病虫害等防疫対策事業も、補助対象面積が約36ヘクタール増えたことから補助金を増額するものです。

17ページをお願いいたします。

説明欄1つ目の事業、産業まつり助成事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により産業まつりが中止になったことから、横芝光町産業まつり実行委員会への補助金を減額するものです。

5目農地費の1つ目の事業、地域排水管理事業は、橋場青年館北側を流れ地域排水が流入する宮川排水路の補修工事で、事業実施主体となる千葉県大利根土地改良区に事業費の50%を負担するものであります。

下から2つ目の事業になります。多面的機能支払交付金事業は、歳入でご説明申し上げました小田部地域資源保存会からの返還金のうち、国負担分4分の2と県負担分4分の1を一括して県に返還するものです。

次の町単土地改良補助事業、15節施設整備等材料は土地改良事業施設整備資材支給事業で、コンクリート製品の価格高騰により予算に不足が生じたことから増額するものです。

次の18節土地改良事業費補助金は、坂田池にある坂田第2土地改良区が管理する揚水ポンプが故障していることから、ポンプ交換工事費の30%を補助するものです。

18ページをお願いいたします。

一番下の7款2項3目道路新設改良費の排水整備事業は、町道G070号線谷中地先で道路

舗装復旧面積が増加したこと、また町道C058号線鳥喰新田地先で暗渠排水管の撤去と舗装復旧面積が増加したことによる増額計上です。

19ページをお願いいたします。

8款1項3目消防施設費の防災行政無線維持管理事業は、旧横芝行政センター敷地内にある防災行政無線屋外拡声子局を移設するに当たり、総務省関東総合通信局との事前協議が必要となったことから調査委託料を計上するものです。

9款1項2目事務局費の2つ目の事業、事務局事務費は、光ライオンズクラブからの教育寄附金20万円を教育振興基金に積み立てるものです。

20ページをお願いいたします。

9款2項1目小学校の学校管理費、2つ目の事業、小学校施設維持管理事業は、白浜小学校校舎2階部の雨水排水管の修繕、光小学校のブランコと高鉄棒の修繕、横芝小学校体育館天井の修繕に係る経費を計上したものです。

次の横芝小学校管理事業、12節施設警備委託料は、現在建設中の仮設校舎の利用を令和5年3月から始めることから、仮設校舎の一月分の警備委託料を増額するものです。

続きまして、3目学校建設費の横芝小学校改築事業は、令和5年3月からの仮設校舎の利用に伴い、既設校舎にある警備機器を撤去し仮設校舎に新たに設置する経費と、緊急通報装置、牛乳保冷库、冷蔵庫、製氷機を既存校舎から仮設校舎に移設するための経費の計上です。

21ページをお願いいたします。

9款3項1目中学校の学校管理費、2つ目の事業、中学校施設維持管理事業は、横芝中学校のトイレ排水で利用する雨水利用施設の薬剤タンクが液漏れを起こしていることから交換するものです。

22ページをお願いいたします。

9款5項2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業、需用費の修繕料は、県道に架かる歩道橋、通称メロディブリッジのタイルの剥がれ落ちとインターロッキングブロックの沈み込みを修繕するための経費を計上いたしました。

次の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は、プール遠赤外線暖房機操作盤が故障していることから、改修すべく施設改修工事費を計上したものです。

歳出の説明は以上となります。

次のページ、23ページから28ページまでは給与費明細書、29ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、30ページは地方債の現在高の見込みに

関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時44分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

議案第7号、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） それでは、議案第7号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の議案第7号補正予算書をお願いいたします。

今回の補正予算（第1号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億720万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,620万1,000円とし、第2条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、期間を令和5年度とし、限度額を123万2,000円で設定するものでございます。

5ページからは事項別明細書となります。

ページ飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入となります。

6款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金ですが、これは保険給付費の療養諸費、高額療養費の本年9月までの医療費の動向を踏まえ、今後増額が見込まれることから1億

584万7,000円を増額補正するものです。

続きまして、2節特別交付金、保険者努力支援分と特別調整交付金分（市町村分）ですが、これは特定健康診査受診率向上事業の増額に伴い、保健事業費の財源といたしまして、合わせ9万1,000円を増額補正するものです。

続きまして、9款1項1目前年度繰越金ですが、こちらは諸支出金の財源といたしまして126万3,000円を増額補正するものであります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出となります。

2款1項療養諸費ですが、本年度の医療費の動向を踏まえ、今後不足が見込まれます1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費を合わせ、9,658万7,000円を増額補正するものであります。

続きまして、2項高額療養費ですが、こちらは医療費の自己負担額が高額になったとき自己負担額を超えた分が高額医療費として支給されますことから、こちらも本年度の医療費の動向を勘案し、不足が見込まれる1目一般被保険者高額療養費を926万円増額補正するものであります。

続きまして、5款1項2目疾病予防費、特定健康診査受診率向上事業委託料は、事業量の増加により9万1,000円を増額補正するものであります。

続きまして、8款1項1目一般被保険者保険税還付金、過誤納返還金に関わるもので、遡って国民健康保険の資格を喪失した方に対する国保税の返還金になり、返還額の大きい方が複数名いたことから126万3,000円を増額補正するものであります。

以上、今回の補正額は、歳入歳出ともに1億720万1,000円を増額補正するものであります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第2表で追加しました債務負担行為、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託に関わります令和5年度の支出予定額等に関する調書であります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、議案第8号について、産業課長。

〔産業課長 佐久間真一君登壇〕

○産業課長（佐久間真一君） 議案第8号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第１号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書、議案第８号の１ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第１条に定めましたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,627万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

６ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

４款１項１目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に127万8,000円を増額し227万8,000円とするものであります。

次に、歳出でございます。

７ページをご覧ください。

１款１項１目一般管理費は、50万4,000円を増額補正であります。これは４月の人事異動に伴い、２節の給料、３節の職員手当、４節の共済費を調整したものでございます。

２款１項１目維持管理費は、77万4,000円を増額補正であります。これは電気料金の高騰により、10節需用費の光熱水費を増額するものでございます。

８ページ、９ページにつきましては給与費明細書となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第８号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、議案第９号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司 勇君登壇〕

○食肉センター所長（郡司 勇君） それでは、議案第９号 令和４年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

食肉センター特別会計の補正予算書をご用意いたします。

令和４年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第２号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,753万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,153万円とするものであります。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

６ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目事業収入は、令和 4 年 9 月議会定例会においてご承認いただきました食肉センター使用料の改定につきまして、千葉県知事の承認を得て本年12月 1 日より料金改正したことから、その影響額として豚のセンター使用料を418万5,000円、牛のセンター使用料を55万5,000円、それぞれ増額するものであります。料金改正の額につきましては、豚が 1 頭当たり110円の増額、牛が同じく660円の増額となっております。

4 款 1 項 1 目繰越金は、本補正予算の財源に充てるため計上いたしました。

次に、歳出でございます。

7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費の一般職給与費は、4 月 1 日付の人事異動に伴う調整のほか、勤勉手当の改定などによる給与費の調整であります。

一般管理費の消費税は、令和 3 年度分消費税及び地方消費税の確定申告により、令和 3 年度分納付額及び令和 4 年度分中間納付額に不足が生じたため増額するものであります。

消費税の確定申告による納付額は、1 年間の売上金額に係る消費税額から 1 年間に支払った経費などに係る消費税額を差し引いて計算しますが、令和 3 年度分につきましては、売上に当たります食肉センター使用料等の事業収入が増額となった一方で、令和 3 年度に契約した浄化槽設備の補修工事が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 4 年度に事故繰越となり年度内に経費として支出されなかったことなどから、差し引かれる見込みだった控除税額が減少し、納付額が増額となったものでございます。

2 款 1 項 1 目施設管理費は、昨今の電気料金の値上げに伴い食肉センター施設の電気料が大幅に増加していることから、光熱水費を増額するものでございます。

8 ページ、9 ページにつきましては給与費明細書となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第 9 号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司 勇君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第10号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第10号 令和 4 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第10号の補正予算書をお願いいたします。

1 ページでございますが、第1条は総則でございます。

第2条は収益的収入及び支出の補正で、支出の1款1項医業費用、補正前の額16億4,177万2,000円に2,315万1,000円を補正し、合計額を16億6,492万3,000円とするものであります。

第3条は債務負担行為の補正で、令和5年3月末で契約が満了となります感染症廃棄物処理業務委託につきまして、本年度中に新たな業者の選定を行い、その後3か年の業務委託とするため、令和5年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定し、係る経費の限度額を2,798万1,000円と定めるものです。

それでは、詳細についてご説明いたします。

2 ページの補正予算説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります、1款1項3目2節の報償費235万円の補正は、外来の非常勤医師の報償で、耳鼻咽喉科が週2日から週3日に増えたため、不足が生じることから増額するものです。1回5万円、年間47日分でございます。

3節の旅費交通費47万円の補正は、耳鼻咽喉科外来の増に伴い、非常勤医師の交通費に不足が生じることから増額するもので、県外からの交通費として1日1万円、年間47日分でございます。

7節の光熱水費2,033万1,000円の補正は、昨今の電気料金の値上げに伴い、電気料が大幅に増加していることから増額するものです。

3 ページは債務負担行為の当該年度以降の支出予定額に関する調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第11号ないし議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） それでは、議案第11号から議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、詳細説明を申し上げます。

ピンク色の表紙、議案つづりは71ページから77ページになります。

議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、

議会の意見を求める。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないよう見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するため、1期3年の任期としてご活動いただく民間のボランティア委員で、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものであります。

現在、当町において7名の委員にご活躍いただいておりますが、このうち4名の委員につきまして令和5年3月31日に任期満了を迎えることから、次期委員を推薦するものであります。

人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は、法務大臣に対し、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されておりますことから、今定例会に提案し、意見を求めるものであります。

それでは、4名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

71ページをご覧ください。

議案第11号は、横芝光町宝米在住、土屋喜久雄氏、70歳で、3期9年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匝瑳人権擁護委員協議会の会長として人権思想の普及や啓蒙活動にご尽力いただいておりますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

次に、73ページをご覧ください。

議案第12号は、横芝光町北清水在住、椎名俊明氏、67歳で、2期6年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匝瑳人権擁護委員協議会第4部会副会長として管内の人権擁護活動にも積極的に取り組んでおられますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

次に、75ページをご覧ください。

議案第13号は、横芝光町栗山在住、鵜澤智育子氏、66歳で、昭和52年より公立小学校の教員として、平成30年3月まで40年以上の長きにわたり教育現場でご活躍された方でありますことから、人権思想の普及・向上に努めていただけるものだと思います。

次に、77ページをご覧ください。

議案第14号は、横芝光町木戸在住、川嶋義二氏、62歳で、昭和53年3月、千葉県立東総工業高等学校を卒業後、同年4月より八匠水道企業団に勤務され、40年以上の長きにわたり水道行政に携われた方でございます。また、平成28年より、横芝光町民生委員児童委員を2期6年にわたり務められ、地域福祉の増進に貢献されたことから、人権思想の普及・向上に努

めていただけるものだと思います。

以上4名の方々、いずれも人権擁護についてのご経験・ご理解が深く、人権擁護委員として適任の方々でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（川島 仁君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月3日から12月5日までは議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認めます。

よって、12月3日から12月5日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時22分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

令和4年12月横芝光町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	7番	越川一雄君
8番	庄内賢一君	9番	鈴木和彦君
10番	鈴木輝男君	11番	川島仁君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員（1名）

6番 山崎義貞君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	向後和彦君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	川嶋修君

産 業 課 長	佐久間 真 一 君	都 市 建 設 課 長	若 梅 吉 伸 君
福 祉 課 長	古 作 健 二 君	健 康 こ ど も 長	鈴 木 正 広 君
食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 勇 君	東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	社 会 文 化 課 長	霞 澄 人 君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	渡 邊 奨	書	記	安 藤 真 澄
---	---	-------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

山崎義貞議員から体調不良のため本日欠席という届出がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎一般質問

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（川島 仁君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をいたします。

12月になり、師走らしい冬の日々が続いています。各地でお祭りや行事など、感染対策を取りながら再開され、以前のにぎわいが戻りつつあることは喜ばしいことです。

しかしながら、目に見えぬウイルスとの戦いは依然として続いており、引き続き気を緩めないでいこうと思います。議場も依然としてアクリル板、マスク状態の中、質問の機会をいただき誠にありがとうございます。今日は質問順番が1番で一層緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

質問は大綱3点、1番、教育関係について、2番、横芝光インターチェンジ周辺について、3番目に町長の政治姿勢についてです。

それでは初めに、教育関係1番のコロナ禍における学校の諸課題について、4点お尋ねし

ます。

長引くコロナ禍となりましたが、その間、児童生徒たちは学校生活だけでなく、日々の生活の中でも様々な制限を受け、我慢を強いられているように感じます。学校行事の縮小や制限、例えば卒業式で在校生の参加を取りやめることや保護者の人数を最小限にするなどの人数制限を設けたり、楽しく会話の弾む時間のはずの給食が机を向かい合わせにしない黙食だったり、ふだん楽しいはずの時間が窮屈なことに感じられ、心や体に不調を来してはいないか心配です。児童生徒の心と体の健康状態への影響はどのようなものが考えられますか。お答え願います。

そして、体調不良やコミュニケーション不足等が影響し、登校が遠のいている児童生徒の数の推移はどうでしょうか。残念ながら不登校となってしまった児童生徒がいましたら、どのように支援を行っていますか。ストレスがうまく自分の中で消化できずに、他の児童生徒や大人たち、物に向けられた問題行動は把握されていますか。いじめや暴力等の問題は、なかなか公表することが難しいと思われまので、支障のない限りでお願いします。

今後、社会全体の感染症対策見直しを踏まえ、学校のコロナ対策も見直されることが考えられます。学校のコロナ対策緩和についてどのような考えなのか、見解を伺います。

次に、（２）中学校における部活動の在り方について質問します。

部活動の地域移行に関し、スポーツ庁、文化庁それぞれの有識者会議において、令和５年度からの３年間で休日の部活動を段階的に地域に移行すべきと提言されました。部活動の地域移行の目的としては、教員の負担軽減のための働き方改革、部活動の多様化があります。

人口減少、少子化による部活動所属生徒の減少により、本当に自分がやりたい部活動を選べないという不安の声もあるのではないかと思います。当町では部活動の地域移行について、どのように捉えていますか。指導者の確保等の難しい問題もあるのではないかと思います。今後の取組についてどのように計画しているのかお尋ねします。

教育関係３番目として、平和教育について伺います。

学校では、原爆の悲劇や戦争のむごたらしさ、非人間性を知らせるような教材を使い、子供たちに平和の尊さを理解させるようなものが多いと思います。そこから戦争は絶対いけない、二度と戦争してはいけないという結論が導き出されます。

しかし、平和を願っていても侵略を受け、降伏しても虐殺される場合もあります。戦争は絶対いけないと叫ぶだけでは、戦争の被害を防げないのではないかと思います。ロシアによるウクライナ侵略という事態を受け、ウクライナ国民が徹底抗戦することをどのように考え、

平和教育を行っているか、現状をお聞きします。

2 番目に、横芝光インターチェンジ周辺についてお尋ねします。

平成31年に策定された土地利用ビジョンで、横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成に向けて、横芝光インターチェンジ北側にパーク・アンド・バスライドが整備され、銚子から東京線に横芝光経由の新ルートが開設されました。

約2か月半が過ぎましたが、高速バスや駐車場の利用状況はいかがですか。利用された方や町民の声はどのようなものがありますか。その中から見えてきた課題はありますでしょうか。その対策と考えがありましたら、お答え願います。さらに、インターチェンジ周辺の企業誘致、商業施設等の進捗状況と今後の具体的計画についてお聞きします。

最後に、町長の政治姿勢について質問します。

当町と成田空港は密接に関係性を持っており、町の発展は空港とともにあると言っても過言ではありません。しかしながら、成田空港の機能強化をめぐり、長年慎重な姿勢を取り続けられた町長ですが、町の発展をどのように捉えておられるのかお尋ねします。

また、現在まで町の発展のためにどのようなことに取り組んでこられましたか。ご自身が取り組んでこられたからこそ発展したと考えられる、具体的事例と成果を教えてください。

そして、今後の取組について、横芝光インターチェンジ周辺開発に対する町長ご自身のお考え、前回の議会で横芝駅北口の開発についても期待の持てるお言葉をいただきましたが、その後の進展を期待しながら進捗状況をお聞きしたいと思います。

横芝光インターチェンジ周辺、横芝駅北口の開発、この2点はこれからの町の発展に重要と考えますが、町長ご自身はどのような青写真を描いておいででしょうか。お聞きします。

以上3点、私の壇上からの最初の質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

〔2 番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱3点目の町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、町の発展をどのように考えるかにつきましては、少子・高齢化が進み、人口減少が大きな問題となっている今、全世代の方々がこの横芝光町に住んでよかったと思えるようなまちづくりを進めることが、町を発展させるために重要であると考えております。

現在、横芝光町では空港の機能強化や圏央道の開通など、町を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。この機会を逃すことなく様々な施策を行い、人口減少に歯止めをかけ、多くの町民に住み続けていただくことが、町の発展につながるものと考えております。

次に、町の発展のために行った事例と具体的成果はにつきましては、町長就任以来、町民の皆様をはじめ、議会の皆様のご協力をいただき、様々な施策を進めさせていただきました。その中で、子育て支援として、県内でいち早く高校生までの医療費の無料化や小中学校の給食費の無償化を行い、安心して子育てができる環境づくりを行いました。

次に、高齢者福祉・医療の向上として、横芝中学校跡地への特別養護老人ホームの完成や東陽病院に訪問看護ステーションの設置により、入所待機者の解消や安心して医療が受けられる環境づくりを行うことにより、高齢者は安心して暮らせ、仕事をする方には安心して仕事ができる環境づくりを行いました。

また、暮らしの中で重要な公共交通につきましても、循環バスの見直しやデマンドタクシーの導入、横芝光号成田便の運行を開始することにより、町民の移動手段の確保にも努めてまいりました。

その他、道路整備や町の基幹産業である農業の基盤整備なども進めることにより、これらの様々な施策により町民の利便性が向上し、安心して暮らせるまちづくりにつながるものと考えております。

次に、今後の取組は横芝光インターチェンジ周辺についてのご質問にお答えをさせていただきます。

当該地区の開発は、成田空港の機能強化に関連した空港直結道路の整備と併せて、都市交流施設の整備や民間企業の誘致など、平成31年3月策定の町土地利用ビジョンに位置づけた複合拠点の形成に向けて、年次計画に従い所要の調査を行うなどして、最優先に進めてきているところでございます。

現在は基本計画を策定中であり、年度末には議会へその報告をさせていただく予定でございますが、私といたしましては、諸般の状況が許すのであれば、企業誘致は自治体間の競争でもありますので、令和5年度には事業の具体化のために造成工事を行うパートナー事業者を見つける段階に入りたいと考えております。

次に、横芝駅北口開発についてのご質問にお答えをさせていただきます。

横芝駅を中心とする周辺地域は、土地利用ビジョンや都市計画マスタープランにおいて、横芝駅とその周辺を町の顔として、既存の都市機能、都市基盤、公共サービスの維持・充実を図る都市拠点として位置づけております。

駅北口につきましては、国道126号からアクセスが可能となることから、新たな交通や人の流れが生まれ、駅を中心とする経済活動が期待されます。このような重要な拠点であることから、現在、土地所有者との協議を行っております。今後においても協議を進め、有効な土地利用が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、教育関係についての中学校における部活動の在り方についてお答えいたします。

初めに、地域移行についてどのようにとらえているかについてですが、中学校における部活動は、近年の少子化の中でも、地域の持続可能で多様なスポーツ環境や文化芸術に親しむ環境を一体的に整備することで、生徒の多様な体験期間を確保することが必要であり、また、教職員の働き方改革の観点も含め、部活動の地域移行を進める必要があると考えております。

しかしながら、実現に向けては、人材の確保、関係スポーツ団体との連携、制度の整備、予算の確保など課題が山積しており、現状では地域移行に向けた方向性を模索している状況にあります。今後、関係者や関係スポーツ団体等との協議を進めていきたいと考えております。

次に、今後の取り組みについて計画はについてですが、部活動の地域移行については、スポーツ庁より令和5年度から7年度末までが改革集中期間と示されておりますので、できるだけ早期に協議会を設置し、地域移行に向けた話し合いを進めていきたいと考えております。

また、山武郡市全体の連携も検討する必要があることから、郡内市町の状況も踏まえ、国・県レベルでの動向を注視しながら、当町の中学校における部活動の在り方を確立していきたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 森川貴恵議員ご質問の大綱１点目、教育関係についてのコロナ禍における学校の諸課題と、平和教育についてお答えいたします。

初めに、コロナ禍における学校の諸課題の児童生徒の心と体の健康状態への影響はどのようなものが考えられるかについてですが、コロナ禍における学校生活ではマスクの着用が常態化しており、相手の表情を見る機会が極端に減ったことで、人とのコミュニケーションが不足したり、相手の感情を推しはかる力が弱くなったりしているとの声が現場の教職員から聞かれます。また、体育の実技や外遊びの機会の減少により、子供たちの体力、運動能力、持久力が低下しているようです。

次に、小中学校の不登校児童生徒数の推移は、また、どのような支援を行っているかについてですが、平成30年度から令和４年度にかけて、10月末時点での不登校児童生徒数は、平成30年度24名、令和元年度24名、令和２年度23名、令和３年度22名、令和４年度24名となっております。

数字の上では大きな影響がないと言えますが、これまでどおり学校に対し最新の状況を提供し、最良と判断できる対策を進めるよう考えております。なお、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触及び感染による出席停止による登校できない児童生徒には、タブレット端末を利用した連絡や学びの保障として授業配信を行うなどの対応をとっております。

次に、いじめや暴力行為等の問題行動は把握しているかについてですが、令和２年当初には新型コロナウイルス感染症に対する理解不足から、心無い発言を原因とするトラブルについて耳にすることがありました。しかし、最近ではそうした配慮に欠ける言動の報告はなく、誰もが感染するかもしれないものとして認識が進んでいるようです。

次に、学校のコロナ対策緩和についてどのように考えているかですが、令和４年10月13日付千葉県教育委員会通知では、これまで制限していた行事等を従来の実施形態に戻すよう県立学校に依頼し、小中学校においても本通知の主旨を理解するよう通知がありました。

しかし、小中学生は高校生に比べ体力がなく、またワクチン接種率も低いため、同様の緩和はできないと判断いたしました。これまでどおり感染防止に努め、学校の実態に応じた行事の開催を模索していきたいと考えております。

次に、平和教育のロシアによるウクライナ侵攻を受け、どのように考え行っているかについてですが、小中学校ではウクライナ侵攻だけを取り上げた授業は実施しておりません。し

かし、平和主義の考え方や世界の地域紛争に関しては、社会科の授業等で取り扱っております。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 森川貴恵議員ご質問の大綱２点目、横芝光インターチェンジ周辺についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、東京駅行高速バスの高速バス、駐車場の利用状況はについてですが、高速バス運行会社に確認しましたところ、運行開始の９月１７日から１１月３０日までの期間、横芝光インターチェンジ停留所からの乗車人数は１日平均１１.６人、平日は１日平均９.９人、土日祝日は１日平均１４.１人の利用があり、横芝光インターチェンジ停留所での降車人数は１日平均１０.４人、平日は１日平均８.６人、土日祝日は１日平均１３.２人の利用があり、往復で計１,６２５人の利用があったとのことです。

また、横芝光インターチェンジ停留所に併設の無料駐車場ですが、平日は１日平均６台程度、土日祝日は１日平均１０台程度の利用状況でありました。

次に、利用者や町民の声はについてですが、直接町に対して感想などはいただいておりますが、運行開始により町民の方が東京方面へ行く手段、東京方面から当町へ来訪する方の利用方法が増えたことで、当町と東京方面相互の交通アクセスがより充実した結果となり、多くの方に喜ばれているものと認識しております。

そこで、今後の課題と対策はについてですが、運行会社に対しては増便していただけたらと思っておりますが、町としては、安心して高速バス及び停留場をご利用いただくことが課題だと考えています。対策としましては、高速バス運行会社との連絡体制を整えること、停留所施設の案内表示、待合施設、夜間照明、防犯カメラを適切に維持管理することで、今後も快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

次に、企業誘致、商業施設等の進捗状況と今後の具体的計画はについてですが、横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、令和２年度に産業導入拠点形成戦略策定調査を行い、土地利用のイメージ図を作成しました。翌、令和３年度に１,０００分の１の地形図を作成し、その地形図を活用して今年度は排水系統の解析や造成事業費の算出などを含んだ基本計画を策定しています。

また、開発に関係する土地所有者を対象に６月と１１月の計５回勉強会を開催し、開発行為

と土地区画整理事業の違いなどを説明しながら、事業の理解を深めています。

なお、検討区域内にある銚子連絡道路の跡地につきましては、土地の管理者である千葉県と活用に向けて協議を開始いたしました。基本計画策定作業を進める中で、大手ゼネコンやデベロッパーと意見交換を行った印象といたしましては、町の開発に対する財政支援や農業振興地域農用地区域からの除外手続の支援などが必要であり、優良な企業の獲得は自治体間の競争であると感じました。

今後の具体的計画につきましては、事業費の算出を行いながら事業エリアを検討し、事業の実現方法について分析した結果を基本計画にまとめ、先ほど町長からの答弁にありましてとおり、今年度末に議員の皆様へ報告させていただく予定です。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、通告順に再質問いたします。

まず、一番最初のコロナ禍における学校の諸課題ですが、児童生徒の体力低下、それからマスクをしていることによるコミュニケーションの不足が考えられるという、懸念されるというお言葉がありました。それを、そろそろもうマスクは室内ではやめてもよいのではないかという、熊谷知事とか、いろいろ働きかけもあったようですが、当町ではまだ中学生は高校生に比べ体力的にも弱いので緩和はできないということでしたが、もうしばらくマスク、それから給食の黙食は続けられるのでしょうか。確認したいと思います。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 昨日も校長会議がございまして、そこで確認したところでございますが、県のほうから県立学校については行事等は元に戻すというような通知が近々来るとい話も聞いておりますが、当町の感染状況、県内の感染状況、また家庭内の感染状況等も考慮しながら、一概に一斉に全て解除という方向は難しいのではないかとということで、全ては解除しないという方向になっております。

近々では卒業式、入学式につきましても、来賓の制限等はしていくというような方向にはなっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 千葉市は30日に、自席で同じ方向を向いて食べる場合、大声でなければ会話しながらの食事もあるというふうになったようですが、じゃ、当町ではまだ生徒は前

を向いて静かにご飯を食べるということによろしいでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 現状では、そのような状況になっております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 特に低学年とかの場合は、やはり会話をしながら食べるということが望ましいのではないかと思います。机は向かい合わせにしくなくても、なるべく早く周りの人との小さい声のお話ならいいよという方向にできればいいなと思いますが、見通しはいかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 県のほうからそういう通知が来るとしますので、先ほども申しましたが、町内の状況、家庭の状況等を考慮しながら判断していくという状況になろうかと思っています。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 給食は児童生徒にとって大きな楽しみです。会話も別に栄養を取ることだけではなくて、その会話も楽しんでいる子がいると思います。ぜひ早めにそちらの会話も可の給食のほうに流れて行けるように要望いたします。

次に、卒業式等はまだ全てオープンにはしないということでしたが、学校ではもっと行事があります。例えば職場体験、これも生徒が中学校2年生で体験するのだと思いますが、外へ出ていく、それからほかの人と交わるというような、密だったりとか、コミュニケーションで会話をする場があると思いますが、どのような感じで実施されているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） そちらにつきましても、一概に全てやっていないという状況ではございません。状況、また密になるのか、また感染対策を取りながら、徐々に実施している状況というふうには考えております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） コロナ禍で体験先が非常に見つけづらかったりするのではないかと思います。じゃ、現状では、三、四年、コロナ以前のような方策でなされているのですか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 当然受入れ先の判断もございますが、もうある程度は職場、社会

見学等は実施しているという状況であります。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） こちらの職場体験等も修学旅行と同じように、生徒にとってはやはり大事な体験だと思いますので、ぜひ早く感染対策を取りながら実施できるようにできればいいなと思っております。

次に、不登校の問題ですが、当町ではコロナ以前とコロナ後、そんなに影響はないというお言葉で安心しました。ただ、登校をしなくても、毎日学校に行かなくてもいいという、休校や分散登校を通じてそのような現実を体験した子供たちには、休むということに罪悪感を持たなくなって、不登校と行くまでもないですが、欠席が多くなったりとか、そういう感じはございませんか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） コロナの状況の中で出席停止というような取扱いもしたことがございますが、コロナにより先ほど不登校も大きな数字の変化は見えないと申しましたが、その他欠席につきましても、大きく変化があるという状況は見えないという状況だと思います。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 長期不登校とか、欠席状態が多い子もいないということで、安心いたしました。

それから、授業の配信をなさっているとさっきお聞きしましたが、例えば授業参観で、こちらもちっと保護者の方が学校へ出向く機会があるのですが、人数等をやはり制限しているのではないかと思います。どのような感じで授業参観はなさっているのかお尋ねします。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 授業参観につきましては、感染対策を取りながらということではあります。通常に実施しているところであります。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それで、心配でちょっと行けない保護者とかというのはないでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） ちょっとそこまでは把握してございません。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先ほど授業を配信ということでしたので、例えばオンラインで授業参

観とかできてもいいんじゃないかと思います。

例えば今日の何時間目の授業はオンラインで授業参観みたいに配信しますのでご覧くださいという感じでいくと、ふだんお仕事でちょっとそこまで行けないわという方も、ちょっと空いた時間に授業配信を見たりとかできるので、そういう感じのユーチューブじゃないんですけれども、オンラインで授業を配信するのに、保護者向けでやるという試みはなさったらいかがかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 学校のほう、ご存じのとおりGIGAスクールで1人1台端末もございます。また、ICTも徐々に充実している状況でございます。

現状ではなかなか難しいのかなと思いますが、今後そのようなオンラインの配信等も検討していければなというふうには考えております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） これも今後やはり、1回でコロナは終わるといいのですが、今度また似たような状況があれば、やはりオンライン授業参観とかいうのは有効ではないかと思うので、ぜひそのときに備えるような感じで進められていったらいいのではないかと思います。

次に、不登校の児童生徒のことでちょっと気になることがありました。

子供が不登校になってしまうと、家庭に非常に負担がかかるということで、いろんなところに保護者が相談するのですが、その相談先で学校が全然助けにならないという親御さんが6割いたそうです。

何が役に立ったかという、フリースクールに相談した親御さんの9割が助けになったということで、以前の議会で当町にはフリースクールが1つというのを聞きましたが、その辺と学校の連携はどうなっているのか、ちょっと知りたいです。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 当町にフリースクールが1件あるということは認識してございますが、現在のところ学校との関係は特にはないという状況だと思います。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 生徒が不登校になったりとかした場合に、やはり学校外での支援につなげることが大切ではないかという意見もありますので、一度そういうのでちょっと何かつながりを持たれたらいいのではないかとあって、今お聞きしました。

次に、部活動のことについてお尋ねしたいと思います。

まず、部活動指導の外部委託ですが、保護者や生徒はどのように感じているのか、お尋ねしたいのですが。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、地域の部活動について、地域部活動、中学校の部活動の在り方ということで、地域移行についてですけれども、平成30年度にガイドラインが出ました。そのときに、そのガイドラインについては全面的に改定ということで、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るということで、令和4年度の6月に出されました。

それで、本町の中学校におきましては、これから、先ほどお話ししましたように、協議会的なものを設置をし、その設置の中でどのような人たちがそのメンバーになったらいいのかというものをこれから考えながら、併せて中学校でも校内での準備委員会というものを設置し、この後、保護者のほうに説明をしたり、あと、生徒への説明も併せて進めていくということと、あと、本当に子供たちが希望している部活なのかということも、アンケートということで、ニーズ調査というんでしょうかね、生徒に向けたニーズ調査。それから、保護者がどのように思っているのかという意識調査、そしてまた本当に職員が土日、休日に部活動の指導をしたいのか、それとも、そうではないのかという、教員に向けた希望調査等を今後、今年度中にできれば進めていきたいということで考えております。

ですので、具体的なことについては、まだこれから進んでいく状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、まだ具体的には保護者や生徒からの意見は聞いていないということでよろしいんですね。じゃ、職員のほうは、先生方のほうは、じかに聞ける機会があると思うんですが、先生方はやはり部活動は持ちたくないというふうに考えていらっしゃる方が多いのかどうかを教えてください。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） この令和2年度、3年度、4年度で、推進モデル事業地区というのがありまして、例えば都市部でいうと柏市、袖ケ浦市、郡部でいきますと一宮町、それから睦沢町ということで、その市町で実際にどのように進んでいるのかというモデルプランのほうを今、市町の担当の指導主事や教育長も同じなんですけれども、その内容を見せていただ

いています。

市町によって教員のやっぱり希望があるか、希望がちょっと考え中とか、希望はなしという、大分微妙なパーセントが出ております。ですので、本町ではまだ具体的にきちっとしたアンケートを取っておりませんので、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 教員側の意見はすぐに聞けるのではないかなと思うんですが、これから話し合っ、アンケートを取ってと、とても遅いような気がします。一方、生徒や保護者からの意見も、日々現場に携わっていらっしゃる先生方から調査すれば、これもすぐに分かることではないかなと思います。

私はこのお話を聞いたときに、まず1番目は教員の負担、働き方改革のためということで、大人側の都合が一方的に前面に出ているのではないかなと思いました。教員の中には本当に子供が好きで、子供とスポーツをやるのが好きで、成績といいますか、成果は2番目で、もう本当に子供との人間関係を築くためにスポーツをやりたいという先生方が多いのではないかなと思ったもので、ちょっと昔私がいたときでは、やはり土日になると生徒が生き生きするんですね。それは部活動をやるからで、同じように教員の中でも土日になると目がきらきらする先生方がいて、これは学校というのは机に向かって学習するだけではなくて、やはり土日のこういうところから生徒と先生の人間関係が築けるのではないかなと思ったもので、部活動の地域移行という、何か一方的に大人の都合を押しつけているような気がいたしました。そのような気はいたしませんか。ちょっと私だけかな。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） この地域移行につきましては、教員の働き方改革の視点、それから生徒、教員、保護者に寄り添った地域移行を目指すという視点で、県の教育庁の保健体育課のほうからも地域移行について出されております。

ですので、本町におきましても、これから進めていければと思っておりますが、決して遅くはありません。今いろいろなところ、近隣の市町や県、また国のほうでも進められている達成目標というのがありまして、先ほど言いました改革集中期間というのが令和5年度、来年度から令和7年度に向けて、段階を追って達成目標に近づいてほしいということになっております。

ですので、今年度はそれぞれの市町でいろいろどういう検討を進めていくのかという会を

設置し、進めていく。令和8年度からは、土日の部活動、地域移行ができた段階で平日も進めていけるようにという計画になっておりますので、そちらのほうはよく本町でも検討しながら進めていきたいということです。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） なかなかやっぱり人材確保とかも大変だと思います。当町の場合は、野球ですとか、テニスですとか、剣道ですとか、結構地域にいい人材がいるのではないかと思いますので、この辺は何とかできそうな気がするのですが、やはり部活動の地域移行を進めていくためには、学校とか教育委員会だけではなかなか難しい面もあると思います。金銭的な問題も関わってくると思いますので、これは町を挙げてやはり子供たちのスポーツとか文化活動を活性化して、盛り上げていかないといけないと思います。よろしくお願いいたします。

次に、平和教育についてですが、先ほどウクライナがあるからどうのこうの変わったわけではなくて、社会科の中でやっているというお話を聞きました。これ、道徳とかでもやってはいないでしょうかね。それから、小学校も中学校も同じようなことをなさっているのですか。その辺お聞きしたいです。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 平和教育、ロシアによるウクライナ侵攻ですけれども、先ほど課長のほうからも答弁したとおり、このウクライナ侵攻だけを取り上げた授業は行っておりません。しかし、今世界の中で悲慘な戦争が起きていること、これに関心を持つことはとても大切だと思っております。

また、平和教育については社会科と、先ほど森川議員の言ったように道徳でも取り扱っております。例えば、中学校の社会科では、1年生では地理、2年生では歴史、それから特に歴史については、二度の世界大戦と日本がありましたので、第1次世界大戦、第2次世界大戦と日本というのがありますので、3年生では公民、現在の民主政治、国の政治の仕組み、地方政治の仕組み等、それぞれ学年に応じた社会科の学習があります。

それから、特別の教科道徳においても、やはり小学校では、特に低学年では他国の人々や文化に親しむこと、中学年では他国の人々や文化に親しみ関心を持つこと、高学年では他国の人々や文化について理解し、日本人として自覚を持って国際親善に努めることなど、世界平和に貢献しようとする道徳実践力を養うための、それぞれ学年に応じた教材を用意し、外

国の文化を大切にすることを持たせようというような指導もしております。

あと、道徳でいきますと、道徳的実践力とか、あと、戦争は悲惨だという、そのまま終わらせないように、では、どのような行為をすれば一番よいのかという、主体的なことを考えさせ、自ら行動にできるような実践力に結びつけていくような、そういう道徳的な学習も発達段階に応じて行っております。平和を尊重する心というものを道徳の教育の中では進めております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 部活動のときもそうでしたが、一般論を聞いているのではなくて、我が町の今見えている現場の話の答えを聞きたいのですが、先ほどからどうも一般論のこういう流れですとか、県ではこういう感じですか、もっと当町だからこそ、当町に合った、横芝光の子供たちに合ったお話を聞きたい気がします。

やはり小学校と中学校は、年齢に見合った違いがあると思います。小学生と中学生ではもう全然違うので、年齢に見合うやっぱり教育が、平和教育の導入が必要かなと思いました。

次に、2番目、横芝光インターチェンジ周辺についてお尋ねします。

先ほど詳しく数のほうを教えていただき、ありがとうございました。時々バス停を見るんですが、やっぱり土日のほうはよくとまっていいていいなと思うんですが、ちょっとバスの、町に言っても仕方ないことですが、今度機会ありましたら要望で、バス停に時刻表がございませんので、その辺あったらいいなと。

それから、あの場所に例えばドリンクの販売機とか、レンタサイクルの案内とか、産直品の売場とか、そういうこの後町を観光しようという、そういう町の観光につながる取組の案内所を置いたりとか、そういう計画はございませんか。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 運行会社から聞いておりませんが、町としても今いただいたご意見お伝えしまして、また町で協力して何かできることであれば取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。近隣の方たちから、横芝いいな、直通のバスが出てとか聞いていますので、しかも、あんな広い駐車場があるとか。あそこにもっとこう、

例えばですけれども、できないかもしれませんが、ひかりの産直所がそのまま来たらとてもいいんじゃないかなと、あれを目がけて買いに来られる方も来るんじゃないかなとか思うのですが、場所もとてもいいところですし、ぜひあそこが一つの商業集積みたいになると、カスミがあのまま移動したらいいなとか思っているんですが、無理ですね。そういうふうにか働きかけができたらいいなと思います。よろしくお願いします。

最後に、もう時間がなくなってしまうので、町長の政治姿勢のところについて再質問いたします。

町の発展に密接に関わる空港に対して、慎重な姿勢をずっと取ってこられた町長ですが、地域振興から当町だけが取り残されてしまうおそれもあるのではないかという心配もあったと思います。このことが町の発展のためにどのように作用したとお考えですか。

町長は常に町の発展を最優先にお考えとは思いますが、ずっと成田空港機能強化案の受入れを拒み続けておられた結果、何か成果が得られましたか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと考え方が逆なのかなというふうに思っちゃったんですけども、取り残されないために慎重になる。言いなりになるのではなくて、しっかりとした町のビジョンをしっかり対応しながら、本当にその騒音で被害を受ける住民の皆様に何がしてくれるとか、何ができるのか、町の発展のために何ができるのか、そういう話をしっかりと協議しながら進めていくこと、それが慎重になるということがネガティブなのか、ポジティブなのかということについては考え方の違いで、私としてはポジティブな意味で慎重にしたいというふうに考えたわけでございまして、別に拒んでいるという問題ではなくて、しっかりと対応してくださいよというような表現をしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） タイミングとかチャンスとか、ここぞ行くときというのがあると思います。そういうのをきちんと見据えられてきたんですか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そのとおりでございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 今後も、それではそのように上のほうからずっと未来を見渡して、町の発展のためには何が最優先かということをお考えいただきたいと思います。

今、横芝駅北口のところで、前回の議会のときにそういう話があるということで、もう数か月たちましたが、その後町長、何か足を運ばれてお話なさったでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 直接私が足を運んでということではなくて、ただ、私のほうから一度訪問したいという旨の連絡はさせてもらいましたが、実は明日、ベルテクスのほうでその担当の人が来ていただいてお話をいただけるということでございまして、それには私は対応できませんで、副町長を中心としてその対応に当たらせるように指示してございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） じゃ、明日が楽しみです。ぜひ町長自らやっぱり行っていただけると、相手方もああ、町長が来てくれたんだからという気になると思いますので、出惜しみをなさらず、よろしくお願いいたします。

あと、数年、十数年、もう長きにわたって町長をやっていたらっしゃいますが、その間にやはりご自分が一番、私が長くやっていたからこういう町になったという自慢できることといえますか、そういうことは一つありますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まだまちづくりというのは、それこそ一朝一夕でできるものではございません。そうした中で、やはり私がずっと思っていたのは、どうやって暮らしやすい町にするか、今もう全国的に問題になっています少子化、人口減少、これをどのように克服していけるのかなと思ったときに、一番最初に私がずっと思っていることは、子育て支援から始まって、高齢者の福祉をどう充実させていくかということにつながるかと思っています。

第一歩として、先ほど壇上でもお答えをさせてもらいましたが、子育て支援につきましては、医療費の無償化から始まって、るるそれを進めてまいりました。その結果、横芝光町は子育て支援についてはかなり充実したものがあるというように認知をされているという認識は私は持っておりますし、それは今まで私が行ってきた政策の成果ではあろうかというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 最後です。長くやっておられますので、まずちょっと一般論なんですが、在任期間が長くなると、どうしても弊害が出てまいります。例えば、意思決定の独善化

とか、職員の士気が低下するとか、議会がなあなあになってしまうとか……

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員、時間のほうが過ぎていきますので。

○2番（森川貴恵君） はい、分かりました。がございますので、町長、良薬口に苦しと言いますので、どうぞこの後もそういうつらい意見にもお耳を向けて、よろしくお願いいたします。

私のような立場で、町長に申し上げるのはちょっとおこがましいのですが、申し訳ございません。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（川島 仁君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

宮蘭博香議員。

〔5番議員 宮蘭博香君登壇〕

○5番（宮蘭博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年の瀬のたつのは早いもので、今年も師走を迎え、令和4年も残すところ1か月を切りましたが、中東のカタールでは4年に一度のサッカーの祭典、ワールドカップが開催されており、数々の名試合が展開され、毎日メディアを通じ大変盛り上がっているところですが、夜間に行われた試合で、残念ながら日本は負けてしまいました。また、来年3月には日本とアメリカで開催されるワールド・ベースボール・クラシックにつきましても、今から待ち遠しい限りであります。

さて、今年を振り返りますと、昨年同様新型コロナウイルスにより、当町では今までにない多くの人が感染し、小中学校の臨時休業、大半の事業やイベント等が中止になるなど、日

常を回復する状況には至りませんでした。そして、現在も第8波が到来し、12月中には感染者がピークを迎えると報道されており、併せて今年はインフルエンザにおきましても感染拡大傾向にあるということでもあります。

このような状況下ではありますが、これからは日常生活の中で新型コロナウイルス対策は避けて通ることができないということを念頭に置き、一人一人が細心の注意を払い、各種事業展開をしていかなければならない時代に突入したと言っても過言ではないと思います。

まさに地域間競争の時代において、各地方自治体の力が一番試されるときであり、この局面を抜け出すことにより、小さな自治体である横芝光町がきらりと光ることができるものがあります。佐藤町長、山田副町長におかれましては、最大限の努力と能力を発揮し、その背中を職員全員に見せなければならない状況にあるということ、しっかりと再認識していただきたいと存じます。

また、現在町当局におかれましては、新年度予算の編成、成田空港の更なる機能強化に伴う空港周辺の地域づくりへの対応、食肉センター問題、総合計画に示された各種事業の推進、公共施設の個別対策の具現化や統合等、速やかに行わなければならない業務が盛りだくさんありますが、職員の皆様におかれましては、今が踏ん張りどきであります。健康に留意していただき、頑張ってくださいことが町民との信頼関係を築き上げると同時に、町の発展につながるものと確信をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大綱4点について、一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、令和5年度一般会計予算について、4点お伺いします。

1点目として、当初予算はどのような編成方針により行っているのかについてですが、財政力の乏しい当町としては、新型コロナウイルス感染や円安等経済の悪化により、住民税の伸びが期待できない状況にあるため、ふるさと納税の確保などを図る必要があります。一方では、インフラ整備をはじめとした投資的事業も行っていかなければなりません。

そのためには、人件費や扶助費等の義務的経費の削減、物件費は補助費等が増加傾向にあることから、それらの抑制をしていかなければなりません。そして、これからは計画的に行っていかなければ改善されません。これらの状況を踏まえ、どのように編成していくのか、具体的な考え方について町長にお伺いします。

2点目として、どのくらいの予算規模になるのかについて、現在編成作業中であり、まだ示すことができない段階であるならば、編成作業終了後の早い時期に示していただければと思います。

3点目として、どのような事業・補助金等見直しを行っているのかについてですが、新型コロナウイルス感染拡大や目的達成などにより、事業の縮小や廃止等の見直しがなされていることと思われませんが、具体的にどのような見直しがなされたのか、町長にお伺いします。

4点目として、当町の標準財政規模をどのように捉えているのかについてですが、令和3年度の決算状況で、当町の標準財政規模は70億5,621万1,000円と示されていますが、歳入の総額は135億1,077万6,000円でした。標準財政規模の1.9倍の予算計上していることに対しては、町長はどのような考えを持っているのか。また、どのように標準財政規模に近づけていくのか、お伺いいたします。

続きまして、大綱2点目としましては、人事について2点お伺いします。

1点目として、東陽病院の院長についてですが、不在になって数か月が経過しますが、どのような状況になっているのか、管理者である町長にお伺いします。

現在も決まっていない状況ならば、千葉大学と十分なる協議をした結果、千葉大学で出せないということならば、今後のことを踏まえ、自治医科大学にお願いするのも一つの方法だと思います。なぜならば、東陽病院自体、東陽病院は現在、自治医科大学から3名の内科医が勤務をしています。内科医師の充実を図る必要性から考えると、十分に検討する価値があると思いますが、管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、令和5年度新規採用職員についてですが、予定どおり確保することができたのか、町長にお伺いをいたします。

続きまして、大綱3点目としましては、行財政運営について2点お伺いいたします。

1点目として、更なる機能強化に伴う成田国際空港の進捗状況についてですが、完成予定は2028年度末と言われておりますが、予定どおり進捗しているのか、それとも、遅れているのか。遅れているのであれば、その理由についてもお伺いいたします。

2点目として、芝山鉄道延伸による経済効果を求める調査についてですが、町長は私の令和4年3月定例会での芝山鉄道の延伸については、今の段階では考えていないと明確に答弁されました。その理由としましては、非常に大きなプロジェクトであり、莫大な費用と時間を要するということでした。

成田空港と共生共有を図りながら発展していくためには、インフラ整備は必要不可欠であり、莫大な経費と時間が必要となるならば、今まさに知恵を出し合い、当町を含めた空港南側市町の負担が少なく、整備する方法を模索する必要があります。そのためには、今を絶好の機会と捉えることです。

鉄道が整備されることにより、成田への一番のアクセスが整います。そうしますと、当然人口の流出を防ぐことにもなり、就業の場の確保もすることができ、生産人口が定住することが想定されます。そのような状況をつくり出すことにより、個人住民税や固定資産税等の増額、出生率の減少にも歯止めをかけることになり、民間活力も期待できるようになります。このような状況が生まれることが期待できるのであれば、チャレンジすることが町長の仕事だと思います。

そして、このことは空港南側の自治体全部に共通することだと思います。そうであるならば、当町が音頭を取るためにも、芝山鉄道を延伸し、総武本線と接続された場合の経済効果を求めるための調査は絶対必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

続きまして、大綱４点目の教育関係について２点お伺いします。

１点目として、働き方改革に伴い、中学校の部活動はどのようになるのかについてですが、令和５年度から外部指導者を招致し、教職員の勤務時間等の軽減を図っていく方向にあると思いますが、最近はマスコミ報道もなくなっていることなどから、どのような方法になるのかお伺いをします。

なお、子供たちに思いがある教職員については、部活動までを含めて全て自分で指導していきたいという強い気持ちを持っている者も大勢いるということをお伝えしたいと思います。さらに、この部活動の時間を短縮するということについては、子供たちの意見が全くと言っていいほど反映されていないということも付け加えなければならないということを申し上げたいと思います。

２点目として、外部指導者の対応についてはどのように考えているのかについてですが、令和５年度から実践していくのであれば、４か月を切っています。早急に具体的な考え方を示さなければならない時期に来ていると思われませんが、どのようなお考えを持っているのか、お伺いをいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔５番議員 宮藺博香君降壇〕

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、宮藺博香議員のご質問にお答えをいたします。

なお、私からは、大綱１点目、令和５年度一般会計予算についてのうち、当初予算はどのような編成方針により行っているのかと、どのくらいの予算規模になるのかと、当町の標準財政規模をどのように捉えているのか、それに大綱２点目、人事についての東陽病院の院長についてのご質問にお答えをさせていただき、その他の質問につきましては教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、当初予算はどのような編成方針により行っているのかでございますが、当町の財政状況につきましては、政務報告でも申し上げましたとおり、成田国際空港周辺対策交付金が一定額見込めるものの、いまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安等による原油や原材料などの価格高騰の影響により町税収入の大幅な増額は見込めない中、高水準で推移する公債費や医療、介護などの社会保障費、横芝小学校改築事業の本格化や一部事務組合の施設整備などに伴う負担金の増加のほか、物価高騰による公共施設維持管理費や施設改修費の増額など、財政状況の硬直化は予断を許さない状況でございます。

このような財政状況の中、令和５年度予算編成は長引く新型コロナウイルス感染症への対応に加え、円安や物価高騰などによる閉塞感が漂う現状を乗り越え、第２次総合計画に掲げられた、「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち横芝光」の実現に向け、限られた財源の有効活用による健全性と、メリハリのある財政運営を進めるべく、国の制度変更や今後の社会情勢、さらには新たに行政課題への対応を見据え、選択と集中により優先度や効率性の高い事業に重点的に取り組み、将来の横芝光町発展のための予算編成を行うことといたしました。

また、予算要求に当たりましては、歳入の確保や経常経費の削減など、８項目について指示したところであり、歳入歳出の均衡を堅持しながら、持続可能な財政基盤の確立を図る必要があると考えております。

次に、どのくらいの予算規模になるのかについてでございますが、現在、予算要求内容の精査を行い、予算編成作業を進めているところであります。今後、公表される国の地方財政対策等の内容により変動があると思われませんが、令和５年度の予算要求を締め切った１１月１０日時点での状況を申し上げますと、一般会計歳出予算の要求総額は約１３１億円で、令和４年度の予算要求総額と比較し約１０億円の増額要求となっており、歳出要求額が歳入見積額を上回っている状況でございます。

令和５年度につきましては、横芝小学校改築に係る校舎建設工事が始まることにより、約９億円の増加が見込まれていること、また、成田国際空港周辺対策交付金を活用した環境対

策や地域振興事業などへの取り組み、さらには物価高騰の影響による公共施設の維持管理費、一部事務組合負担金の増加が見込まれることから、予算規模につきましては令和4年度当初予算を上回るものと予測しているところでございます。

次に、当町の標準財政規模をどのように捉えているのかについてでございますが、標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもので、標準的な行政サービスを提供するために必要な経常的一般財源の規模であり、当町の令和3年度の標準財政規模は、議員おっしゃるとおり約70億円でございます。

なお、同年度決算における歳入の経常一般財源等の合計額は約74億円で、そのうち歳出の経常的経費に充当している財源は約63億円であることから、標準的な行政サービスを提供するために必要な経常的一般財源を確保できていると捉えているところでございます。

次に、東陽病院の院長についてのご質問にお答えをさせていただきます。

東陽病院の病院長につきましては、前病院長が6月末で退職し、5か月間不在となっております。前病院長の退職に関しましては、千葉大学と1年余り調整を続け、後任の病院長につきましては、千葉大学に選出をお願いし、当初7月から就任いただける予定でございました。その後、諸般の事情により就任が8月1日に延期となり、就任直前の7月23日に就任していただく予定でありました医師が急逝され、現在に至っております。

しかしながら、千葉大学とは引き続き協議、調整をしているところでございまして、近くお示しできる状況になりつつあることをご報告させてもらい、以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） 宮菌博香議員ご質問の大綱4点目、教育関係についてお答えします。

なお、森川貴恵議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承ください。

初めに、働き方改革に伴い中学校の部活動はどのようなのかについてですが、教職員の働き方改革を進める上で、部活動の地域移行は重要な課題と考えております。また、負担が大きい休日の部活動から地域移行を検討していく必要があると考えております。

しかしながら、実現に向けては人材の確保、関係スポーツ団体との連携、制度の整備、予算の確保など課題が山積しており、現状では地域移行に向けた方向性を模索している状況にあります。今後、関係者や関係スポーツ団体等との協議を進めていきたいと考えております。

次に、外部指導者の対応はどのように考えているのかについてですが、部活動の地域移行を行う上では、指導者の確保は大きな課題と考えております。部活動の指導者には専門的な知識や指導能力とともに、生徒とのコミュニケーションや使用施設の管理等、多岐にわたる資質が必要となります。

今後の地域移行を検討していく中で、部活動指導員や外部コーチの導入を検討し、地域移行の方向性をしっかり定めた上で、予算の確保や外部指導者の導入を進めていきたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 宮菌博香議員の大綱１点目、令和５年度一般会計予算についてのどのような事業・補助金等見直しを行っているのかのご質問にお答えいたします。

令和５年度予算編成に係る事業・補助金等の見直しにつきましては、予算編成方針の中でそれぞれ示しています。まず、事業見直しについては、決算や予算執行状況の分析及び事務の効率化による経常経費の削減のほか、新規事業や既存事業を拡充する場合には、その財源は既存事業の廃止及び見直しにより生み出すこととして、事務事業見直し状況一覧表を作成し、見直しの結果を予算ヒアリング時の資料としています。

次に、補助金等の見直しについては、補助金等交付基準及び見直し基準に基づき、必要性・妥当性・有効性・効率性・類似性の５つの視点により、目的や役割、積算基準、繰越金などを検証し、見直しを行うこととしております。

見直しに当たっては、交付団体等の過去２年間の事業実績と決算状況及び当該年度の事業計画と執行状況を把握するための補助金等現況調書を作成した上で、予算ヒアリングを行っているところであります。

また、事業・補助金等については、横芝光まち・ひと・しごと創生会議や行政評価委員会においても評価していただいているところであります。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 宮菌博香議員の大綱２点目、人事についての令和５年度新規採用

職員についてのご質問にお答えいたします。

令和５年度新規採用職員については、令和４年９月議会定例会で宮菌議員の一般質問にお答えしましたとおり、令和５年度の新規採用予定者は、再任用職員、任期付職員を含め合計１５名で、内訳としては、事務職が１０名、資格職である保健師が１名、社会福祉士が１名、東陽病院職員が３名です。

令和４年９月１８日に実施しました山武郡市職員合同採用試験において第１次試験を行い、その後、集団討議や個別面接を実施し、第２次試験の結果を受験者へお知らせしております。第２次試験終了時点において、募集人員に対し合格者数が達していない職種や応募がなかった職種については、追加募集を行っているところです。

各種施策の実現に関わる人材を確保し、安定した行政運営を継続するために、任期付職員や会計年度任用職員制度を活用しながら、適正な人数で業務を行えるよう、人材の確保に努めてまいります。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 宮菌博香議員ご質問の大綱３点目、行財政運営についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、更なる機能強化に伴う成田国際空港の進捗状況についてですが、令和２年１月の航空法に基づく成田空港の施設変更許可以降、成田国際空港株式会社ＮＡＡにおいて、埋蔵文化財の調査や用地取得に向けた用地測量等の各種調査が進められてきました。

令和３年１２月に、具体的な滑走路整備計画をまとめた「成田空港の更なる機能強化 滑走路整備計画の概要について」が示され、本年１月には議会議員全員協議会にて内容の説明がありました。本年１０月には、Ｂ滑走路延伸部における本格造成工事前の準備工事として、東関東自動車道切り回し道路工事の建設が始まり、また、Ｃ滑走路地区では令和５年度中の高谷川排水整備工事の着工が予定されているなど、令和１１年、西暦２０２９年３月末の工事完成に向け、着実に取組が進められていると伺っております。

なお、本年１０月にＮＡＡが立ち上げた「新しい成田空港」構想検討会は、旅客ターミナルの再構築、航空物流機能の高度化等の成田空港の課題を検討しようとするものであり、当町のまちづくりにも大きく関わることから、今後の動向に注視をしてまいります。

次に、芝山鉄道延伸による経済効果を求める調査についてですが、本年３月議会定例会で、

宮藺博香議員からの芝山鉄道延伸についての一般質問の答弁にて、芝山町、山武市、横芝光町で構成されている芝山鉄道延伸連絡協議会等で意見交換を行っているものの、非常に大きなプロジェクトであり、膨大な費用と時間を費やすことなどから、芝山鉄道の延伸は今の段階で必要はない旨を町長からお答えさせていただきました。

現在、道路整備、企業誘致及び河川改修等を重点的に進めておりますので、芝山鉄道延伸による経済効果についての調査を行う予定はございません。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） どうもいろいろありがとうございました。

それでは、改めて通告順に再質問させていただきます。

当初予算はどのような編成方針により行っているのかについてですが、ご答弁ありましたように、財源が乏しい当町としては、財源の確保と国の制度変更や今後の社会情勢、新たな行政課題を見据えるとともに、各事業の目的及び効果を求めて検証するということであり、優先度や効率の高い事業を重点的に取り組むということですが、具体的にはどのような事業を見直しを行ったのか、町長にお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今後これから予算を詰めていく中で、今までやってきた事業をゼロベースでということではないですけれども、現実問題として、この新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めて既に3年がたって、新しい文化、常識というものもできつつあるのかなと思う中で、そうした部分も十分に勘案しながら今回の予算編成をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） それは分かりましたけれども、私が言うなれば3年コロナ禍の関係でいろいろやってきたので、ある程度やっぱりゼロベースに戻してやるというのも一つの方法なのかなと思います。

それはともかくとして、歳入の確保の関係なんですけれども、広告収入等の確保や町の魅力を発信したクラウドファンディングの活用、町有地の積極的な売却、貸付けに継続的に取り組むこととしたということであるんですけれども、ふるさと納税はどのように考えているのか。

また、森川議員の質問の中でいろいろ前向きな答弁も町長なされておりましたけれども、旧横芝行政センター跡地やＪＲ横芝駅北側の土地の交換等も視野に入れた、北側の土地の取得等は考えていないのか、その辺について町長に再度伺いをしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、ふるさと納税につきまして、宮菌議員もずっとおっしゃられていましたけれども、もう１段の活性化をさせて頑張っていきたいというふうに思っていますし、徐々にでありますけれども伸びてきている状況の中で、いまいち伸び悩みもこの１年、２年あるのかなと思うところで、新たな返礼品の発掘ですとか、特に最近、今頑張らせているのが米価が安いという部分もあるんですが、それに合わせてふるさと納税の部分で上手にできないかなという、近隣自治体の中でもそれで大きな成果を上げているところもございますので、それに勉強し、情報を仕入れに生かしたり等して、努力をしているところでございます。

それともう１点、北側の企業の持っている土地と行政センターの交換という話がございましたけれども、単に交換ということではなくて、今後行政センター跡地については、それなりにどのような利用を促せるのか、民間に売却ですとか、賃貸ですとか、そういうのも広く門戸を開いて考えているところでございまして、今すぐ交換云々ということじゃなくて、先ほど森川貴恵議員にもお答えをさせていただきましたが、近々にベルテクスとの協議もまたあるわけでございまして、しっかりと一步一步進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○５番（宮菌博香君） 郡内では多分、大網白里市辺りはかなりふるさと納税、入ってきているのかなと。主要なものは米というようなことも私は伺っております。それで、同じ県内でも勝浦市、そういうものについてはもっともったかなりの金額入ってきている。ですから、やっぱり財源の乏しいところについては、それなりの成果を上げていくようにやらなければならないんだけど、そういうのはうちのほうの状況だと全然見えてこないということなんですよ。

ですから、そういうふうなことで、やっぱり自主財源を確保する、何でも使えるというものであれば、そういうものにどんどんチャレンジしていく必要性というのは必要なかなと。

それで、やっぱり土地の考え方、言いましたけれども、横芝光町はお金がない自治体であ

りますので、ああいう有効な余っている土地があれば、そういうこれから駅の開発を北側するののも一つの方法ではないのかなという方法論を述べさせていただきましたので、そのようなことで理解をしていただければなと思っております。

次に、どのくらいの予算規模になるのかということで、要求額が131億円ということで、横芝小学校だけで9億円かかるので、今年の当初予算よりも上回るということであるんですけれども、私は何を考えてやっているのかということで、ちょっと疑問に思っております。

町長、予算、そういうものについて、町長は町長なりの考えがあるんでしょうけれども、もう少しそういうものをしっかりと捉えた中で、これについては町長だけの責任ではない。副町長に就いたって、行政を担当している者だって、横芝光町にこれだけ長く根付いているのであれば、そういう助言も必要なんじゃないのかなというようには思っております。

それで、次に課長のほうから補助金等の関係、どのような見直しを行っているのかということではいろいろ説明がありましたけれども、2年間の実績を踏まえてとかということでありましたけれども、やっぱりこのコロナ禍により3年間については数多くの事業を取りやめたり、各種団体によっては活動を取りやめたり、縮小したり、そういうことをしていたと思います。

ですから、それらについても1点目の選択と集中、積極的なスクラップ・アンド・ビルドじゃないんですけれども、そういうものを踏まえてやっぱりある程度ゼロベースで見てやる一番いい機会じゃないのかなと思うんですけれども、この機会を失ったらそういうようなことはできなくなっちゃうと思うんですけれども、そういうことについてはどういうふうな考えを持っているのか、もう一言あれば。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菫議員おっしゃられるとおりでございます、我々としてはそれに今、宮菫議員がおっしゃられている思いの中で、大体の流れの中で進めているという認識で行っているところでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菫博香議員。

○5番（宮菫博香君） 次に、当町の標準財政規模をどのように捉えているのかについて、町長のほうからご答弁ありまして、標準的な行政サービスを提供するために必要な経常的一般財源が確保されているということをおっしゃってございました。

逆に、私提案しますけれども、そうであるならば、もっとこれだけの予算を組んであるな

らば、インフラ整備に伴う投資的事業の増額、文化の森公園等の借地の買取り、さらには郡内で当町のみが対応できていない職員の調整手当の支給なんかはもう考えたっていいんじゃないですか、逆に言えば。その辺について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、借地の買取りにつきましては、地権者の皆さんのほうから相談があった場合には積極的に買取りをさせていただいて、現にこの横芝光町になってから、正確には今ここで申し上げられませんが、数か所においては、買わせていただいているところがあります。

また、ただその地域手当につきましては、この辺で芝山町が3%の地域手当を出した。芝山町においては、今年度から不交付団体になっている状況もございまして、横芝光町がご承知のとおり地方交付税を頂いて財政を動かしている中で、そのルールを逸脱することについてはなかなか難しい要点もございまして、現に芝山町がまだ交付していた段階においては、それによって地方交付税を減額される等々のような現状も私どもも認識しておるところでございますので、その辺については慎重な方法で進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ一つ言えるのは、町村会等の中でその辺の部分につきましては、県単位の方角性というものはしっかりと入れるべきではないか旨の進言をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮蘭博香議員。

○5番（宮蘭博香君） それはある程度は分かりましたけれども、町長は長年町長を担当しているのであれば、今それを考えるときじゃないだろうとね。こういう問題については、職員の採用の問題にも全部引っかかってくるわけですよ。それを今、やっとな町村会のほうに投げかけをした云々と言っていますけれども、とにかくスピード感が足りない。

それで、借地の問題等について今お話がありましたけれども、買っていただきたいというところを買っている状況にあるのであれば、お金がこのように標準財政規模も考えない、ある程度私は裕福じゃないと思っているんですけれども、対応できるのであれば、やっぱり投資的事業をもっと組んで、それからそういうものについて対応していったっていいんじゃないかと思うんですけども、その辺については今あったようにあるんですけれども、それであるならば、もっと真剣に考えた中で対応したらどうなのという話を、私はあえて言わせていただきます。

副町長は今の町の状況、財政の状況を見て、どのように感じておりますか。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほど来、財政規模の話がありますけれども、先ほど宮菫議員から歳入と財政規模の割合が1.9倍という説明がありましたけれども、令和3年度千葉県全体で見ますと、若干、1.9倍、当町よりも平均でいえば多くなっている状況でございます。

また、いわゆる全国の類似団体、40程度ある類似団体の中でいうと、ほんの少しですけれども当町が上回っている程度で、大きく逸脱している状況ではないというところではあり、いろいろな市町村もこの財政規模が大きくなっているのは苦慮している状況かなというふうには認識しているところでございます。

だからといって、幾らでも大きくなっていいということではもちろんございませんので、先ほど来言われていますように、投資的経費は必要な分確保しつつも、経常的経費を抑えつつ、今年度、以前にお示ししました財政推計の金額125.5億などがございますので、そのあたりを目標に予算を組めればいいかなというふうに、今のところは思っているところでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菫博香議員。

○5番（宮菫博香君） いずれにしても、そのようなところについては、もう少し細かくしっかりとした考え方を持ってやっていく必要があるのかなというのを、私は十分感じております。

次に、東陽病院の院長の関係であります、町長の答弁ですと近く示されることができるとではないのかという答弁でありました。それであれば、それにこしたことはないんですけれども、ただ、私が思っているのは、ただ院長を決めるだけじゃなくて、やっぱり今後は院長になる方についても、ある程度の経営感覚というものを持っていただかなければ、東陽病院の状況というのは、第二の食肉センターのようになっていくような気がしてなりません。

ですから、示されるのであれば、そういう院長とよく経営面のことについても十分協議をしていただきたい。

それと、あと、これが決まる院長というのは、内科医か外科医かというのは私には分かりませんが、できれば東陽病院であるならば内科医の院長に就任をしていただいたほうが、病院としてはよくなっていくのかなというふうには思われるんですけれども、その辺町

長のお考えあれば教えていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員も多分ご理解をいただけるかと思いますが、病院の人事というのは非常に難しいところがあるのはご承知いただけるかと思いますが、そうした中において、医師確保につきましても併せて努力をしているところでございます。

そうした中で今、我が町の東陽病院におきましては、千葉大学と自治医科大学の件も含めて、自治医科大学との流れの中で今進んでいるわけでありまして、理想としてはその両方から院長、副院長が出るような状況ができればいいなというような思いはございます。

それについては、一朝一夕ではできるものではないというふうに認識をしておりますけれども、今もう最終段階に来ているその院長、副院長人事でございますが、その部分につきましては、しっかりとそのような宮菌議員がおっしゃるところが全くもってそのとおりでございますので、それについて、経営感覚につきましても、しっかりとお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 次に、令和5年度新規採用職員についてですけれども、課長の答弁ですと、不足している職種については追加募集をしているということですが、せっかく合同試験があつて、合同試験をやらなくても第2次試験で採用してしまうという、その考え方は私は非常におかしいと思います。

そうであるならば、やっぱり不足する分は、最低でも会計年度任用職員により対応するべきだというふうに私は思いますが、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺につきまして、いろいろと協議をした中で、近隣の自治体においても再募集の制度を行っているところがあります。今回初めてこれについて再募集をさせていただいて、その状況を踏まえながら今後の対応をしていきたいと思いますが、再募集することによっていい人材が集められるものであれば、それはそうしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私は合同試験などに関わらず、町単独で追加募集をして、職員を採用

するというのは非常に好ましくないということだけを申し上げておきたいと思っております。

次に、行財政運営の更なる機能強化に伴う成田空港の進捗状況についてであります。進捗状況については、課長の答弁ですとある程度予定どおり行っているというようなことでよろしいですか。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） はい。そのように聞いております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、次に芝山鉄道延伸による経済効果を求める調査についてですが、やらないという、やる気がなければ、町長からお答えいただけなかったのがまず残念だということを言っておきます。

壇上でも申し上げましたように、できない理由として町長が発する言葉は、莫大な費用と時間を費やすということではありますが、私が言いたいのは、この事業は町単独でできるものではありません。そして、この時期を逃しては、絶対かなうことができない地域振興のために挑戦していくことがトップセールスマンとしての町長の使命だと思いますが、町長のお考えを再度伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この問題につきましては、以前より宮菌議員からご質問いただいているところでございますが、現実問題として今芝山鉄道がどういう経営状況にあるか、またその赤字を負担している成田市、芝山町がどのような状況で、今後芝山鉄道をどのような方向に持っていきたいのかについても、何かいろいろ協議をしているようでございます。

そういう状況の中で、当町だけの問題として、それこそ今おっしゃられたとおり、当町だけの問題ではないことは重々承知しているところでございますが、その中で、やはり数年前のその問題に対する、私もお答えをさせてもらったことがあるんですが、今回機能強化というのは、ある意味本当にもう千載一遇の大きな大きなチャンスであるわけでございまして、その折にはぜひ成田空港の発展をこの横芝光町に享受できるような体制づくりをしていきたいというのは、もう当然のことながら思っているわけであります。

その状況の中で、じゃ、それが芝山鉄道の延伸なのかということになりますと、いささか私も疑問を持っているところでございまして、今後もその部分につきましては、全体の状況の流れの中で判断をしていかなければならないものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 今の答弁を聞いて、私はがっかりいたしました。これは既に示されていることでありますけれども、千葉県の説明によると、航空機の飛行が50万回になった場合の空港圏域9市町の経済効果は1兆4,000億円から2兆5,000億円になるということでした。そして、その中には芝山鉄道の延伸というのは含まれていないということでありますので、やっぱり芝山鉄道の延伸をして、総武本線に接続した場合の経済効果というものをまず調べる必要があるんじゃないかと。それに基づいて、やっぱり空港周辺、南側の市町とタッグを組んで考えていく、まさにこれは国のプロジェクトですよ。

ですから、この機会を除いたら何も対応できないというのは、これは目に見えていることでしょう。なぜそういうものに取り組んでいけないのか、いかないのか。私は疑問を持っていますので、できればこの調査をしていただきたいと思います。再度町長にお伺いをいたします。調査をする気はないのか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、宮藺議員が、その県の試算した経済効果の問題でございますけれども、それに芝山鉄道の延伸がないということは、裏を返せば芝山鉄道にそれだけの経済効果がないというように表現をしているのではないかという認識を、ほとんどの人が持っているかと思っています。そういう状況の中で、その調査をやるか、やらないかと言ったら、やるつもりは今のところございません。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） データがないものがなぜないと、町長ははっきり言えるのか。それ自体が私には逆に疑問でなりませんということを申し上げさせていただきます。ということは、町長がやる気がないということで、私のほうは認識をしていきたいと思います。

それでは、時間もなくなってきましたので、教育関係のほうにお伺いをさせていただきます。

教育長の答弁ですと、部活動の地域移行は重要な課題と考えていると。また、人の確保、地域との連携、予算の確保などが重要だということでもありますけれども、今こういうことを答弁されていたんでは、来年4月からは移行できないというふうに私は思えるんです。なぜそのような状況になってしまうのか、まずその辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 国の文化庁、それからスポーツ庁、そしてまた予算関係については、経済産業省、その国からのガイドラインに沿ったものが県のほうから下りてきました。その下りてきたものが、令和4年度6月に正式なものが下りてきました。

それで、先ほど森川議員のほうからの質問にもありました中で、平成30年度に一番最初に出したガイドラインから、令和元年、2年、3年度とモデル事業の市町がありまして、その市町が進めてきた中で、この6月に正式に県のほうからも教育庁保健体育課のほうからガイドラインが出されました。

そして、会議のほうが進められ、今年度につきましては、ある程度例として工程表が出されました。その中で、令和4年度、今年度につきましては、先ほど申し上げましたように協議会を設置し、そして各学校におきましては準備委員会等を設け、そして保護者、生徒への説明やら、本当に子供が自主的・自発的に生徒がそのクラブに参加できるかどうかというニーズ調査、そしてまた先ほど申しましたように意識調査、保護者の意識調査、教員に向けた希望調査等を進めていきながら、これは先ほど申しましたように、教育委員会だけではできない問題ではなく、予算については国が3分の1、県が3分の1、町も3分の1を補償しながら進めていくというようなこともできておりますので、今後しっかりとした方向性を定めながら進めていこうと思います。

その中で一番のやはり課題は、都市部と違い、郡部のほうは指導者の外部人材の確保が非常に問題になっているかというふうに認識しておりますので、今後そちらも併せて課題としながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 私もいろいろ調べているのですが、野球の部分からすると、これはまだ未確認情報ですが、クラブチームでも各種大会のほうに参加できるようなことも伺っています。ということはもうかなり動いているということなんです。それを今、これから打合せをやらなければならないと言ったら、1年も2年も遅れちゃうということになります。それでは子供たちのいい教育環境にはなっていないと。

また、1つ例を取り上げれば、今回の広報よこしばひかりに載っていたんですけども、日吉小学校はあんな小規模な学校であっても、小学校の体操競技大会であれだけの成績を収めたということは、それだけノウハウを知っている教職員がいる中で指導したからああいう

結果が出たんじゃないかと思いますので、そういうことであるならば、もう既にそういうような準備に入っていなければならない状況であるにもかかわらず、今まだこれから打合せをやるんだということであれば、一步も二歩も遅れてしまうと思いますけれども、教育長は代わったばかりでありますので、その辺は他に遅れないように、しっかりといろんな情報を取っていただきまして、頑張ってくださいと思います。

少し早いですけれども、町長をはじめ職員の皆さんにおかれましては、健康には十分ご留意いただき、輝かしい新年を迎えられることをご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 1 時とします。

（午後 0 時 0 9 分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 5 9 分）

◇ 印 東 彦 治 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

印東彦治議員。

〔3 番議員 印東彦治君登壇〕

○3 番（印東彦治君） 皆様、改めてこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、議席番号 3 番の印東彦治が通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今、我が国では新型コロナウイルス感染症の変異株が猛威を振るって、第 8 波に入っております。今、国では市町村別の感染者の人数を発表していません。町民の皆様も、近隣市町村及び当町の感染者の人数は大変気になるところなので、発表してもらいたいと思います。また、不要不急の外出を控えて、感染対策を十分にしてい、体に気をつけてください。

それでは、質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱 1 点目です。栗山川の整備について。

（1）木戸橋下の水門堰撤去の進捗状況についてです。今年 3 月の定例会で一般質問いたしました、木戸橋下の水門堰撤去についていただきました答弁で、栗山川下流土地改良区に

つきましては、実質解散状態であるものの、正式にはまだ解散していないとのことですから、撤去するにはいろいろな難しい手続が必要とありましたが、どのような手続でしょうか。また、堰撤去の会合は何回ほど行われたのでしょうか。町当局のほうにお伺いいたします。

次に、大綱2点目、横芝光町事業継続支援金についてです。

(1)の農業者への個別支援金について。今年3月の定例会で一般質問いたしました、米価の下落に対しての町独自の米農家への個別支援金はできないでしょうかと、私は質問しました。町の基盤産業である稲作農家が今現在疲弊しております。ぜひ支援金の給付を検討していただきたいと思います。町のお考えをお伺いいたします。

大綱3点目、東陽病院事業についてです。

(1)看護師及び看護助手の勤務システムの改善について。私は今年6月に東陽病院に1か月ほど入院いたしました。当時お世話になりました病院関係者の皆様に対し、深く感謝の意を申し上げるところであります。そのときに思い、感じたことを質問させていただきます。

3階の介護病棟のスタッフの方は、3人で夜勤は夕方の5時から翌朝9時までの16時間の長時間勤務になります。夜勤に入ってすぐにおむつ交換と夕食の配膳、さらにはナースコールの対応などにも忙しく、朝も同様におむつ交換、朝食の配膳と、身体的にも精神的にもハードさを感じました。

入院施設がある病院である以上、長時間労働や夜勤はやむを得ないところではありますが、夕方と朝の忙しい時間帯だけでもスタッフを増員できないでしょうか。お伺いいたします。

続いて、看護師及び看護助手の給与のことについてです。12月2日の全協と一部重複する部分がありますが、ご了承ください。

看護師及び看護助手はそれぞれの業務内容が異なると思いますが、治療のサポートや患者の医療、精神面のケア、さらに食事介助や排せつ介助など、人命を預かる大変な仕事です。横芝光町の職員ですから、等級に準じた給与が支給されておりますが、これらの仕事や内容の責任の重さを感じますと、それらに見合った処遇改善を進めるべく、給与の引上げを検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

横芝光町立東陽病院は、町民にとってはなくてはならない病院です。仕事に対するモチベーションは、給与や福利厚生、職場の雰囲気などが大きく影響します。看護スタッフの人員確保のためにも、ぜひ見直してもらいたいです。病院当局のお考えをお伺いいたします。

以上で私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔3 番議員 印東彦治君降壇〕

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 佐久間真一君登壇〕

○産業課長（佐久間真一君） 印東彦治議員ご質問の大綱 1 点目、栗山川の整備についてと、大綱 2 点目、横芝光町事業継続支援金についてにお答えいたします。

初めに、木戸橋下の水門堰撤去の進捗状況についてでございますが、木戸堰の撤去につきましては、令和 4 年 3 月定例会で印東彦治議員からのご質問に答弁をさせていただきましたように、地域からの要望により、千葉県海匝農業事務所において、木戸堰の撤去に向け調整をしていると伺っているところでございます。

町での撤去に向けた要望、協議をした内容につきましては、栗山川下流沿岸土地改良区は現在、土地改良区としての機能はしていない団体であることから、千葉県による撤去を要望しているところでございます。

また、要望に係る協議回数といたしましては、今年度に入り、千葉県海匝農業事務所と 3 回、千葉県山武土木事務所と 1 回、関係者等への聞き取り調査を 2 回実施しております。

なお、千葉県におきましては、千葉県海匝農業事務所と、千葉県山武土木事務所との協議、千葉県海匝農業事務所と地元関係者との協議を行っている旨、伺っております。木戸堰撤去に向けた要望、協議につきましては、引き続き継続をしてまいります。

次に、横芝光町事業継続支援金についての農業者個別支援金についてでございますが、町では米価の下落を要因とした支援ではありませんが、国の地方創生臨時交付金を活用し、個別の支援といたしまして、令和 4 年 10 月議会臨時会においてご承認いただきました、法人、個人事業者を対象とした横芝光町農・工・商業者向け物価高騰対策応援金事業を現在実施しているところでございます。

また、米価に係る現在の主食用米の状況でございますが、令和 4 年産の主食用米は、人口の減少や食の多様化などによる国内需要の減退はあるものの、前年と比較し外食産業の需要が戻りつつあることや、主食用米から飼料用米等への転換が増加したことにより、千葉県の民間在庫量は前年の同時期と比較すると 19.5 万トン、18%減の 88.6 万トンとなっております。

また、千葉県における現在の相対取引価格は、前年の同時期と比較し 10%増の 1 俵当たり約 1 万 1,000 円となっているものの、依然として低い状況でございます。

国においては、米価の安定を図るため、米の需要に応じた生産、販売を推進し、水田を活

用して麦、大豆、飼料用米など、戦略作物を生産する農業者に支援を行う水田活用の直接支払交付金を推奨してきました。

さらに、国が行う直接支払交付金の申請者には、千葉県からの補助金に加え、町からは需給調整推進対策奨励事業として補助金を助成しております。

町といたしましては、今後も引き続き国及び千葉県が行う政策、補助制度に合わせて支援をしていきたいと考えております。

〔産業課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 印東彦治議員ご質問の大綱３点目、東陽病院事業についてお答えいたします。

初めに、看護師及び看護助手の夜勤の改善についてですが、現在の看護部の勤務体制は２交代制で、午前８時３０分から午後５時１５分までが日勤、午後４時３０分から翌日の午前９時までが夜勤勤務となっています。

２階の一般病棟では、看護職員１人当たりの平均受持ち患者数が１０人以下となる１０対１入院基本料を届出しており、夜勤体制は看護師２名、准看護師１名の計３名を配置し、看護助手については早番と遅番での対応としています。

また、３階の療養病棟では、看護職員１人当たりの平均受持ち患者数が１３人以下となる１３対１入院基本料の届出を行っており、夜勤体制は看護師２名と地域包括ケア病床で看護補助体制充実加算を取得するため、看護助手１名の計３名を配置しています。

いずれの病棟につきましても、看護基準は満たしており特に問題はないことから、現段階では夜勤時間帯の増員の必要性はないと考えております。しかしながら、朝食、夕食の配膳時間帯は業務が重なることもあり、多忙な時間帯であることから、勤務シフトや夜勤体制の見直しを図る必要があるのか、看護部の意見を聞きながら検討してまいります。

なお、１人当たりの月平均夜勤時間については、保健所から縮減に努めるよう指摘を受けておりますので、対応できるよう今後も看護師及び看護助手の確保に努めてまいります。

次に、看護師及び看護助手の給与についてですが、保健師、看護師、准看護師は、医療職給料表（３）に基づき支給しており、千葉県内の公立病院と比較しても適正であると考えております。

看護助手につきましては、行政職給料表（２）に基づき支給しておりますが、資格を有し

ていないことから、医療職と比較すると給料月額は低くなります。

なお、令和3年11月19日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和4年2月から収入を1%程度、月額4,000円、10月以降収入を3%程度、月額平均1万2,000円相当に段階的に引き上げていくこととされたことから、令和4年2月1日から、保健師、看護師、准看護師に加え、看護助手を対象に給料の調整額を月額一律3,000円、期末勤勉手当等含みますと月額平均4,000円程度とする処遇改善を図り、令和4年10月からは保健師、看護師、准看護師について、給料の調整額を職務の級別に月額7,000円から9,000円、期末勤勉手当等を含みますと、月額平均1万2,000円相当とする増額改定を行ったところがあります。

今後も看護業務の負担軽減や処遇改善につながる方策について取り組み、看護師及び看護助手の職場環境の向上を図るとともに、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁大変ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問をさせていただきます。

初めに、大綱1点目、栗山川の整備について。（1）木戸橋下の水門堰の撤去の進捗状況についてです。町の答弁には、関係者への聞き取りが2回、海匠事務所の協議が3回、山武土木事務所の協議が1回とありますが、どのような内容でありましたか。副町長にお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

海匠農業事務所とは、撤去の要望をしつつ栗山川下流沿岸土地改良区の解散方法や同事務所が行った地元調査の結果等の確認を行いました。また、山武土木事務所には、撤去の要望とともに、堆積土の撤去の要望なども行いました。また、大利根土地改良区と栗山川下流沿岸土地改良区関係者への過去の経緯等の聞き取りも行いました。

さらに、県では町の要望などに基づきまして、農業事務所と土木事務所だけではなくて、本課に当たります県の農林水産部耕地課と県土整備部河川環境課との4者による協議も行われたというふうに聞いております。

今後も作業が止まることのないように、要望は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。副町長には、引き続き撤去のほうの県とのパイプ役になってもらいたいと思います。

次に、異常気象等により大雨が最近多く、空港から高谷川を経て栗山川へ大量の水が流入してまいります。栗山川のさらなる整備の強化をしていただきたいと思います。町長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私は成田空港の容量拡大のお話が始まって以来、この栗山川の改修、この横芝光町にとっても安全・安心の本当の一番になるというふうな思いでいます。

でございますので、空港会社はもとより、国・県に対してもしっかりこの栗山川の改修をやれるよう、そして、まだ今の県でもそれを進めていただいている状況でございます。

今後またますます加速して、この栗山川の改修ができるよう、誠意努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 町長、力強いお言葉ありがとうございました。これからも栗山川の整備に力を尽くしてください。

次に、大綱2点目、横芝光町事業継続支援金について。（1）農業者への個別支援金についてです。ここ近年、米価の下落、物価高騰により、農家の収入は減少しております。私の地元でも、前回も申しましたけれども、80歳を過ぎて米作で生計を立てておられるご婦人の方から、私は言われたんです。町独自の支援金は支給できないのか、どうなっておられるのかと尋ねられました。ぜひ町長に伺ってくださいと言われましたので、町長、ご意見をひとつお願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど産業課長から壇上からでも答弁をさせていただきましたが、農業、商業、工業の皆さんもこの今の状況の中で大変苦しい思いをしているという状況にある中で、取りあえず農業に限らずということをやりましたが、今後、あらゆる角度から農業支援にも努力をしてまいる所存でございますので、よろしくご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 町長、明確な答弁ありがとうございました。

それと、町長にもう一つお願い、ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけども、町長は9月の定例会で、当町のふるさと返礼品はコシヒカリを多くすることと書いていたんですけども、私思うんですけども、今現在返礼品であるコシヒカリを生産する農家が、米作農家が本当に疲弊しているんです。

だから、ぜひ町独自の支援金をお願いできないかと再度町長にお伺いしたいんですけども、町長、一言お願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ふるさと納税の返礼品でコシヒカリと言ったかどうかはちょっと定かでは、記憶にないのですが、先ほどの午前中の宮菌博香議員のご質問にお答えさせていただきましたが、やはりその我が町、農業の町として、米をふるさと納税の、今でもずっとこの主力になっているわけございまして、それをさらに加速できるように、横芝光町の米を全国に行き渡れるように、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 町長、明快な答弁誠にありがとうございます。

続いて、大綱3点目、東陽病院事業についてです。（1）看護師及び看護助手の勤務システムの改善についてです。先ほど当町から答弁いただきました中で、看護スタッフの夜勤についてですが、2階の一般病棟は夜勤は4人体制であります、3階の療養病棟は3人体制ですので、私が思うんですが、朝夕の多忙な時間帯だけでももう1人増員できないでしょうか。それは、私も病院の管理者である町長にお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当に東陽病院は365日24時間体制で病棟を維持していただいている、外来も含めてですけども、努力していただいている看護師さん、また看護助手さんも、本当にもう献身的に頑張っていただいているのは重々承知した中で、今後のまず人材確保ということも極めて重要なことでございますので、それに合わせて業務体系、働き方改革ではございませんけれども、そういうような部分で頑張って検討させていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 町長、明快な答弁ありがとうございました。

次に、（2）の看護師及び看護助手の給与についてです。

看護師及び看護助手の給与についてでは、千葉県内の公立病院と比較しても適正であるとのことですが、12月2日の全協で看護職員の給与を引き上げるとの件です。

それについてですけれども、令和4年10月1日施行分は、看護助手だけがなぜ据置きなのですか。町長にお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これは新型コロナウイルス感染症に対応するための国の施策の一環で、そういう状況になっている、制度的なものでございますので、なかなかそれに対してお答えが、お答えしたいのはやまやまではございますけれども、今の状況ではそれができないという状況もご理解賜ればと思っています。

今後、そうした部分もいろんな部分で検討できればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 町長、答弁ありがとうございました。

前の質問とかぶる部分もありますが、町長、もう一つお尋ねしたいです。

看護助手の給料も10月1日分は据置きというのは、私はちょっと不公平だと思うような感じがするので、看護師及び准看護師のほかの看護スタッフの損害が及ばないような範囲で、看護助手の値上げをお願いできたら私はいいんじゃないかと思うんですけれども、それは私の考えですけれども、町長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたとおり、本当に24時間365日頑張っていただいている看護助手の皆さんでございます。少し検討させていただいて、対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 町長、明快な答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で印東彦治議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は1時45分とします。

(午後 1時31分)

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時44分)

◇ 川 島 富士子 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 改めまして、皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。
議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

世界は今、3回目の冬を迎えようとする新型コロナウイルスの感染拡大と、ロシアによるウクライナ侵略がもたらす国民生活や国際社会への影響など、多重危機ともいえるべき事態に見舞われています。危機の深刻化がポピュリズムを生み出し、社会の分断を加速しかねない激動の時代の渦中にありますが、この難局を何としても突破し、町民の命と暮らしを守るため、徹底して現場を歩き、現場の声を政府に届けていかねばなりません。

特に、来年度からこども家庭庁が発足するわけですが、深刻の度を増す少子化問題、人口減少問題にも果敢に取り組むべく、伴走型の相談支援、経済的支援の充実が必須であります。

このほかにも、さらなるワクチン接種の推進や中小企業支援など、課題は山積しておりますが、どこまでも現場目線、生活目線の対応を切にお願いし、質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、住民自治の重要性と推進について、2点お伺いいたします。

1点目として、不在者投票の電子申請について伺います。

不在者投票は、選挙人名簿に登録されている市町村に投票用紙を請求する申請書を郵送する必要がある、封筒や切手の準備など、手間と時間がかかっております。マイナカードの普及に伴い、投票しやすい制度づくりを推進すべきと考えます。

群馬県高崎市では、不在者投票のうち住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に転居した人が転入先で投票する場合の利便性を向上させるため、来年の統一

地方選から投票用紙の請求をマイナンバーカードを使った電子申請でも受け付けるそうであります。本町におきましても、不在者投票を希望する人への支援として、電子申請を導入してはいかがでしょうか。当局のご所見を伺います。

2点目として、主権者教育の取り組みについて伺います。

単に学校教育だけではなく、主権者教育を通じて若い世代がまちづくりに関わり、政治を身近に感じる取り組みが一段と求められております。若い世代に対する主権者教育は、議会、教育委員会、選挙管理委員会が重要な役割を担っていると考えますが、喫緊の課題が議員の成り手不足であります。選挙への関心を高め、住民自治を進める上で、町は住民が政治を身近に感じる機会をどうつくっていかれるか、主権者教育への取り組みの現状と今後の考え方についてお尋ねいたします。

第2に、農業立町の身近な課題と方策について、2点お伺いいたします。

1点目として、農地の保全と活用について伺います。

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により現在約440万ヘクタールと大幅に減少しました。農業の現場では従事者の高齢化や担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況であります。耕作が放棄された農地は、数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど、農地としての復元が困難になります。そして、今この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっています。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安定保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題であります。この課題解決に向けて、農地中間管理機構による農地の集積・集約や民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしておりますが、その担い手の確保が困難な状況となっています。

実際に我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しております。一方で、都市部の農地は2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況であります。

そこで、国においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を強く求めるところではありますが、本町にお

けるさらなる農業振興、農地の有効活用として、今現在の農地面積の現状と休耕状態、荒廃化した農地の現状及び農地保全に向けた取り組みと対策をどのようにお考えか、お聞かせ願います。

2点目として、鳥獣被害防止対策の取り組みについて伺います。

有害鳥獣についてはこれまで対策を講じてきておりますが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しております。

有害鳥獣による被害により、国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追いつかないなど、様々な課題により有害鳥獣の個体数削減に至っていない全国の様子がございます。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転嫁など、有害鳥獣対策の推進と、特に我が町にも多いイノシシに関して、町はどのようにお考えか、ご見解をお聞かせ願います。

第3に、町民に寄り添う充実した支援について、4点お伺いいたします。

1点目として、子宮頸がんHPVワクチンについて伺います。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで、本町の積極的勧奨再開に伴う対応と現状について、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知はいつ、どのように行ったのでしょうか。また、今年度、直近までの接種率はどのようになっているのでしょうか。お教え願います。

さて、現在定期接種やキャッチアップ制度で利用できるHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっております。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる、9価HPVワクチンについて、厚生労働省は来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針であることが報道されております。定期接種として新しいワクチンも使えるようになることは、対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価HPVワクチンの効果や安全性及び9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本町の対応、対策となる方への周知方法についてお尋ねいたします。

2点目として、不妊治療保険外の助成について伺います。

厚労省によると、1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率が、2021年は1.30だったそうです。6年連続で低下し、出生数も過去最少でした。このまま推移すると、高齢化と人口減少がますます加速していきます。

結婚や出産の選択はあくまで個人の意思によるものですが、出産を希望する夫婦が安心して子供を産み育てられる環境を整えていくことは、行政の責任と言っても今や過言ではない時代となりました。

そんな昨今、4月から不妊治療の保険適用で自己負担が3割となりました。治療内容や治療回数によっては負担が重くなることから、全国的に多くの自治体で独自の助成制度を創設し、不妊治療を受ける人に寄り添った支援をなされております。

本町におきましても、不妊治療の独自助成をすべきと考えますが、当局のご所見を伺いますと用意した中、議会初日の提案理由説明及び終了後の全員協議会にて、町単独の不妊治療助成の詳細を伺ったところではありますが、いま一度町長のご決意をお聞かせ願います。

3点目として、園児の給食無償化について伺います。

長らく出生率が落ち込んでいる日本では、子育てや教育に関する公的支出である家庭関係社会支出が欧州主要国と比べて低水準にとどまっております。子育て支援は費用対効果が高い次世代への投資と言われる中で、国立社会保障人口問題研究所が調べた理想の子供数を持たない主な理由として一番多い回答は、お金がかかり過ぎるだそうです。

なぜ子育て支援が次世代への投資になるのか。東京大学の教授いわく、子供が胎児のときから小学校に入学するまでの間にしっかりと支援すると、20から30年後には国の財政が節約されることが多くの研究で分かっている。具体的には、妊婦の貧困を防いだり、質の高い幼児教育を提供したりすることが、大人になってからの収入を増やしたり、犯罪を減少させたり、社会福祉依存の脱却や医療費の削減につながるということが分かっていると話されておりました。

意欲や自制心、社会性などの非認知能力を身につけてもらう幼児教育には、人生を変え、社会を良くする効果があるそうです。幼児教育の重要性を改めて考えさせられました。

そこで、以前にも取り上げました園児の給食費の無償化でございますが、物価高対策や子育て支援として、小中学校の給食無償化と併せ、早急に実施すべきと思いますが、福祉日本

一を目指す町長の英断を強く求めますが、いかがでしょうか。

4点目として、国の出産・子育て応援交付金事業について伺います。

コロナ禍の中で婚姻件数や出生数が減少するなど、少子化対策は待ったなしの課題です。そこで、政府の総合経済対策では、支援が手薄なゼロから2歳児に焦点を当てて、妊娠・出産時に計10万円相当の給付による経済的負担の軽減とともに、妊娠時からの伴走型相談支援を一体的にパッケージとして継続的に実施することが決まりました。

そこで、円滑な実施に向けて、今年度内の事業の開始と、来年度以降の継続的な実施を見据えた制度設計が重要となります。本町での取組加速が必須であることから、今後の取組に向けどのようにお考えか、町当局のご所見をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱3点目、町民に寄り添う充実した支援についてのうち、不妊治療保険外の助成についてと、園児の給食無償化についてのご質問にお答えをさせていただき、その他の質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、不妊治療保険外の助成についてであります。令和4年4月から一般不妊治療費等が保険適用となったものの、治療を受けているご夫婦の経済的負担は大きいことから、当町では新たに保険診療に係る費用の一部を助成し、負担軽減を図るとともに、町内の少子化対策及び、移住定住対策の推進に寄与することを目的に、妊活サポート事業、不妊治療費保険診療助成を創設することとし、本議会定例会におきまして、所要の経費を提案させていただいたところであります。本事業、妊活サポート事業を軸に、今後も不妊に悩むご夫婦を支援してまいりたいと考えております。

次に、園児の給食無償化についてであります。本年6月議会定例会において、川島富士子議員から、保育所や幼稚園等での給食費完全無償化についてのご質問で、子育て支援施策の一層の充実と保育所及び幼稚園等をご利用いただく保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、前向きに検討してまいりますとお答えをさせていただきましたことから、現

在、様々な観点から園児の給食無償化に関する制度の検討を行っており、事業化の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 川島富士子議員の大綱１点目、住民自治の重要性と推進についてのご質問にお答えします。

初めに、不在者投票の電子申請についてですが、不在者投票の投票用紙のオンライン請求の受付については、令和２年12月25日閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として掲げられ、積極的な実施を検討するよう、国から求められております。

従来の名簿登録地以外の市町村における不在者投票の手続の流れは、選挙人が自筆した投票用紙等請求書を名簿登録地の選挙管理委員会に対し、郵送により請求します。名簿登録地の選挙管理委員会は、選挙人の滞在地へ投票用紙等を郵送します。選挙人は、郵送された投票用紙等により、滞在地先の選挙管理委員会で投票し、滞在地先の選挙管理委員会は、投票された投票用紙を名簿登録地の選挙管理委員会へ郵送します。

不在者投票の電子申請については、選挙人本人が行う、名簿登録地以外の市町村における不在者投票等に係る投票用紙等の請求が、マイナポータルのぴたりサービス等を利用し、パソコンやスマートフォンからすることができ、それ以後の流れについては、従来どおりとなります。

現在、当町では不在者投票の投票用紙等の請求の電子申請をすることはできませんが、選挙人の利便性向上の観点から、導入に向けて検討してまいります。

次に、主権者教育の取り組みについてですが、主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととされており、その目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることです。

主権者の育成は、子供の段階から教育を積み重ね、習慣づけていくことが重要であるとされております。現在、町選挙管理委員会で行っている主権者教育といたしましては、町内小

中学校の児童生徒に対し、将来の有権者である世代に選挙への関心を高めることを目的として、標語やポスターの募集を行っております。

また、中学校の生徒会選挙時には、生徒が選挙をより身近なものとして体験できるよう、実際に選挙で使用する投票箱や記載台を貸出ししております。

そのほか、例年成人式において、選挙制度をより理解してもらえるよう、新成人の方へ啓発パンフレットを配布しておりました。

今後も先進事例を参考にしながら、さらなる主権者教育に取り組んでまいります。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 産業課長。

〔産業課長 佐久間真一君登壇〕

○産業課長（佐久間真一君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、農業立町の身近な課題と方策についてにお答えいたします。

初めに、農地の保全と活用についてでございますが、高齢化の進展により離農する方や農地の相続者が農家ではないことで、耕作されないまま遊休農地となる事例が近年増加しております。

当町における農地の推移といたしましては、農林水産省が行っている統計調査においては、合併後の平成18年が3,340ヘクタール、令和3年が3,200ヘクタールと、140ヘクタール減少しております。

また、荒廃農地、耕作放棄地として位置づけられた農地については、平成28年度から調査基準が変更され、遊休農地として取り扱っております。遊休農地は、農業委員会により調査を行い、平成28年が55.2ヘクタール、令和3年は6ヘクタール増の61.2ヘクタールとなっており、遊休農地に対する対策が課題となっております。

農業委員会においては、遊休農地の解消に向けた目標を掲げ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が遊休農地の解消に尽力をしているほか、遊休農地の所有者に対しては利用意向調査を実施し、耕作意欲や農地中間管理機構などへの貸出しについての把握に努めているところでございます。

また、町においては、人・農地プランを基に、農業の担い手となる方々へ、農業経営基盤強化促進法による農地の利用集積や農地中間管理機構による農地のあっせんなど、千葉県園芸協会と連携して耕作の引き受け手の調整をしているところでございます。

農地の環境保全につきましては、多面的機能支払交付金事業により、町内14団体、905ヘ

クタールの農地を、地域ぐるみで農地や農業用水路などの保全に取り組んでいるところでございます。

農地を保全していくためには、現在の取り組みに加え、農業の担い手となる経営体の育成や農地・ほ場の区画の整理、大規模化が必要であると考え、それらを踏まえ、事業を進めてまいります。

次に、鳥獣被害防止対策の取組についてでございますが、野生鳥獣による農林業被害の軽減を目的に、被害防止対策を総合的・効果的に実施していくため、町では鳥獣被害防止計画を策定し、千葉県から鳥獣捕獲等の許可を得て、有害鳥獣駆除を実施しております。

なお、駆除業務につきましては、山武北部猟友会に委託し、カラスなどの鳥類は、4月中旬から10月中旬までを駆除期間として、期間中に8回の重点駆除日を設定し、一斉駆除を行っております。また、アライグマやハクビシン、イノシシなどの獣類は、年間を通して捕獲を実施し、令和3年度の捕獲実績は、鳥類が131羽、獣類を56頭捕獲したところでございます。

特に、イノシシは町内の複数か所で田や畑を荒らすなどの被害や目撃情報が多く寄せられています。情報が入りましたら現地へ赴き、農地や農作物被害を防止するため、猟友会と連携して箱わなを設置し、令和3年度は3頭を捕獲いたしました。また、職員もわな猟狩猟免許を取得し、迅速な対応が行えるよう強化をしているところでございます。

野生鳥獣による被害防止対策は、関係者が共通認識を持ち、地域ぐるみで取り組むことが大切であると考えております。鳥獣の住み家となる遊休農地の解消など、農業者及び近隣住民の意識も重要であることから、今後も農作物被害を防止するため啓発活動を行っていくとともに、引き続き猟友会と連携を図り、被害防止策と有害鳥獣の駆除に努めてまいります。

〔産業課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、町民に寄り添う充実した支援についての子宮頸がんHPVワクチンについてと、国の出産・子育て応援交付金事業についてお答えいたします。

初めに、子宮頸がんHPVワクチンについてでございますが、令和4年4月から国の通知によりHPVワクチンの定期接種を積極的に勧奨することとなりましたことから、中学1年生から高校1年生までの女性とキャッチアップ接種対象の未接種者及び3回接種が未完了の

接種者に対し個別通知を行うとともに、広報よこしばひかり 5 月号へ掲載したところでございます。

本年 4 月から 9 月までの接種件数は合計 64 件で、定期接種の小学校 6 年生から高校 1 年生までは延べ 29 件、このうち 3 回接種を完了した方は 2 名です。また、キャッチアップ対象者の接種は延べ 35 件で、3 回接種を完了した方は 9 月時点ではなく、償還払いは 2 件となっております。なお、現在のところワクチン接種による副反応の相談はございません。

また、HPV ワクチンは現在 2 価ワクチンと 4 価ワクチンがありますが、11 月 8 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で、9 価ワクチンの定期接種化に関して検討され、4 価ワクチンと同様の接種方法により、令和 5 年度から導入することが了承されたところです。

9 価ワクチンは、2 価・4 価ワクチンよりも多くの 9 種類の遺伝子型を標的としており、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待され、その対象者は、現在の HPV ワクチンと同様の小学 6 年生から高校 1 年生までと、キャッチアップ対象者の 17 歳から 26 歳までとしています。

当町におきましても、令和 5 年度から 9 価ワクチンの定期接種に向け、準備してまいりたいと考えております。

次に、国の出産・子育て応援交付金事業についてであります。現在、国において、妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体実施として、出産・子育て応援交付金を盛り込んだ令和 4 年度第 2 次補正予算が 12 月 2 日に成立したところでございます。

施策の概要といたしましては、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届や出産届を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業となります。

町といたしましては、今後改めて国から制度内容が示される予定でありますので、動向を注視しつつ、速やかに事業実施できるよう準備してまいります。

〔健康こども課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12 番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。通告順に質問させていただきます。

最初の不在者投票の電子申請についてでありますけれども、群馬県高崎市では、課長も先ほどおっしゃっておいりましたように、マイナンバーの個人向けサイト、マイナポータルからできるそうでございます。そこで、参考までに本町のマイナカードの交付率を住民課長、お聞かせいただけますか。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） マイナンバーカードの交付率でございますが、11月末時点で48.2%でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 課長、せっかく答えてくださったのに非常に申し訳ない思いでありますけれども、国が既に51%行っておりますので、日頃いろんなところで、ヨリドコロとか、職員さんが大変な思いして努力されていることは陰ながら知っておりますけれども、大変ですけれども、町もこの平均数に遅れないように、またさらに頑張っていただきたいというふうに思います。

電子申請は、不在者投票を希望する人への支援になることから、マイナカードの普及と、投票しやすい制度づくりを推進すべきと考えますので、総務課長、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、主権者教育の取り組みについてであります。住民自治の根幹である議会の役割を住民が認識し、それに住民が関わる機会を提供することが、低投票率や無投票当選者率の増加に見られる地方政治の負の連鎖からの脱却の機会になります。民主主義制度の根幹である選挙を充実させることは、自治体の地域経営にとって非常に重要と考えます。

そこで、まちづくりに係る主権者教育が重要ということで、全国あちこち調べてみました。少年町長とか、少年議員を1期1年任期で45万円払いながら、選挙体制もしながらやっている山形県遊佐町とか、若者議会の愛知県新城市、また市議会議員が地元高校で出前講座をして訴える岐阜県可児市議会、ふだんから議会に関わっていただく会津若松市議会、また議会だよりのモニター制度で関わっていただいて、そういったいろんな機会に関わりながら、この議会議員選挙を受けて自治体のお役に立とうという、住民の役に立とうという人が増えているという事例の一部でありますけれども、時間の経過とともに抜ける現状があります。

小学校、中学校、それぞれいろんな立場で、先ほどご紹介ありましたけれども、小学校とか中学校、スポーツやったり、高校上がったたり、いろんな時間とともに忘れちゃったり、薄

くなったり、そういうふうに時間の経過とともに抜ける現状があるということが言われております。

成人を迎える、社会人になる直前に改めて主権者教育を行えば、社会に対し主体的に関わる姿勢が養われると言われておりますので、できれば大学生ぐらいとか、社会人になる前の方とか、そういう機会もぜひ今後ご検討いただければと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 大学生までということですが、大学につきましては私もちょっとインターネットとかで調べさせていただいたんですが、大学独自で主権者教育をいろいろやっている事例がありますので、町としては大学は今のところ考えておりません。

ただ、先日、選挙管理委員会において、主権者教育についての議題がありまして、その中で、近いうちに小学校の高学年、5、6年生を対象に模擬投票の授業等をできたらということで協議をさせていただいておりますので、今後、教育委員会が絡んでくることとなりますが、小学校5、6年生を対象に模擬投票をやっていったって、選挙を学んでいただければなと思っております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、農地の保全と活用についてでありますけれども、1点だけ課長に伺いますが、農家の高齢化に伴う担い手不足や生産緑地の減少などの課題に対し、共通課題として町とJAの連携による取組は何かございますか。

また、移住する若者に農業を教え、技術を習得する人に農地を与えるという取組をしている自治体があります。そういったことで後継者育成、新規就農者育成において、町はどのようにお考えでしょうか。改めて伺います。

○議長（川島 仁君） 産業課長。

○産業課長（佐久間真一君） まず、JAとの取組ということなんですけれども、具体的な事業ということはありませんが、お互いに相談というか、協議をしたときには協力もいたしますし、一緒にやっていくというようなことであります。今現在は、はっきりそういった事業というのはございません。

また、移住定住についても、特出しというか、特別に空き家の関係で農地をとかという

ころははっきりはございませんけれども、移住定住等の話であったときに、空いているところがあればマッチングというような形で対応はしていきたいと考えております。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、鳥獣被害防止対策の取り組みについてであります。

農水省では、既にホームページで鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進ということで、令和5年度の予算概算要求を見つけました。その中で、農水省ではイノシシの問題は重要課題と捉えておるようです。駆除等に対して、少しずつ予算を取るよう進めているようです。

国からガイドラインも出ており、県の受付に対し、町が窓口、先ほど課長が言っていたように、恐らく県から地域協議会等が受け付けるという、申込む、申請する、個人ではないんですよね。

そういったことで、ほぼチームでやろうかとは思いますが、ぜひ町が窓口になって、申込みやすい環境をつくってほしいというふうに思います。町民に周知しつつ、相談に乗ってあげてほしいと、ふだんから乗っておられるとは思いますが、お力をまた注いでいただければというふうに思います。

そこで、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーという制度が国のほうにあるようですが、これは利用するお考えというのはないのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 産業課長。

○産業課長（佐久間真一君） 今現在なんですけれども、それを利用するという考えは今現在はございません。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） はい、分かりました。

最後にもう1点、ちょっと長くなりますけれども、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で、令和5年度までに生息数をほぼ半減させ、イノシシは全国88万頭を約50万頭に減少させる予定というふうに見ました。

そこで、近年開発され効果を上げているICTなどを活用した捕獲装置の導入として、長野県塩尻市のセンサーネットワークによる鳥獣被害対策を参考にしてはいかがでしょうか。

以前、総務省は地域課題の解決に資するICTの利活用を普及促進していくことを目的として、地方創生に資する先進的な地域情報化事例を広く募集し、表彰を行いました。その中に、長野県塩尻市のセンサーネットワークによる鳥獣被害対策が特別賞を受賞したというこ

とであります。

長野県塩尻市北小野の上田地域です。間違えていたら申し訳ありません。上田地域では2011年度、耕作面積約27ヘクタールのうち、85%が鳥獣被害に遭っていたそうです。野生鳥獣の中でもイノシシによる被害は深刻で、皆様ご存じのように臭いがひどいため、荒らされた田畑の作物は出荷ができなくなります。電気柵の設置など、ハード面の対策を実施しても、効果は乏しい状況であったとのことでした。

そこで、同地域では鳥獣被害対策にICTを導入し、水田の周辺に野生鳥獣の出没を検知するセンサーを設置されました。イノシシなどがセンサーの近くに現れると、サイレンの音と光で追い払い、さらに地元農家や猟友会に対し、出没時間と場所がメールで配信され、言わば有害鳥獣の動きの見える化を行ったわけです。出没の場所に限定して捕獲用のわなとおりを設置し、苦情対策が効率的に実施できるようにされました。センサーはわなとおりにも設置され、動物がわなにかかると、農家や猟友会にメールが届くため、捕獲後の処理も迅速にできます。

一連の取組が奏を功し、2012年度には被害面積が20%まで減少し、2013年度には被害ゼロを達成したそうです。11年度と比べ、同地域の農業収入は約6.5倍に増えたといいます。対策の成功は、農家の耕作意欲の維持にもつながっているとのことでございます。

以上のことから、本町でも捕獲隊の高齢化や団員の確保が厳しい中、捕獲の効率化を図り、捕獲隊の補完をする技術として、ICTを導入した塩尻市のイノシシ被害対策を調査研究していただき、モデル地区への試験的導入まで図っていただければというふうに考えますが、ご所見を伺います。

○議長（川島 仁君） 産業課長。

○産業課長（佐久間真一君） 塩尻市のほうは確認をさせていただきます。ただ、その市の形成というか、山間部であるのかとか、市街地が入っているかとかというところを確認をさせていただきながら、あともう1点は一応85%の被害という、被害としては率が高い状態で、うちのほうは85%の被害というような状態でないということも踏まえまして、確認をさせていただきたいと考えております。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） そういったすばらしい事例があったので、ご紹介をさせていただきました。

次に、子宮頸がんHPVワクチンについてであります。

今回の勧奨再開に当たり、速やかに全対象者に郵送通知を実施していただいたこと、本町の迅速な対応に、担当課の皆さんに心から感謝を申し上げます。前年度に比べると接種される方が増えているのは、間違いなく勧奨再開と、それに伴う郵送通知の効果だと思います。

ただ、先ほどの数値のとおり、すぐに接種に動かれている方は思ったよりも少ないなという印象を受けました。勧奨差し控えの期間も長かったので、戸惑いや不安もあるのかもしれません。

しかし、子宮頸がんは毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっており、女性にとって命に関わる疾患です。まだ再開されたばかりではありますが、これからも引き続き町民の心に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そこで今後、対象者全員に郵送通知をされるか、1点だけ、9価ワクチンですね。確認をさせていただきます。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 9価ワクチンの郵送の件ですが、現在検討しておりますが、中学校1年生から高校1年生までの女性に案内を送りたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 対象者全員というふうに受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。しっかり郵送通知をしていただければというふうに思います。丁寧な対応に感謝したいと思います。

HPVワクチンについては、現状の接種率を見ても、まだ接種を決めかねている方がかなりいらっしゃると思います。そうした方々にとっても、新しいワクチンが定期接種で使用可能となること、その有効性や安全性などの情報は、重要な接種検討材料です。ぜひ9価HPVワクチンが定期接種として受けられるようになりましたら、速やかに確実にご案内を実施していただけますようお願いいたします。

そこで町長、この全対象者へ個別通知を行う場合、通知を行う予算の確保をよろしく願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 対象者が狭められている状況の中で、そんなに大事なお金ではありませんけれども、そんな大きな金額にはならないかなというふうに認識をしておりますので、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、町長から答弁をいただきました不妊治療保険外の助成についてであります。

町民への周知はいつ頃、どのような方法でされ、また申請の受付はいつからの予定でしょうか。そして、男性不妊も含まれるのでしょうか。お教え願います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 2点、3点のご質問があったと思います。

まず、申請の受付ですが、令和5年1月からの申請の受付を予定しております。周知につきましては、広報よこしばひかりと町のホームページ、それとまちナビ2、こちらで周知していきたいと考えております。

あと、男性についても、この不妊治療の対象にさせていただきたいと思います。保険適用に該当するということになりますので、男性の不妊も不妊の手術も含まれるということと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。自己負担3割を軽減するものであり、町民に寄り添った思いやりの支援と考えますけれども、治療内容や治療回数、先進医療保険適用外に対しての負担は大変重くなります。

将来的には3割の自己負担分も含め、全額助成でさらなる寄り添った支援をすべきと考えますが、将来的です。町長、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この施策は、私がちょっと認識しているだけで、千葉県では今年度から始めようと思っているところは、多分当町のみという形になっているんじゃないかなという認識をしています。そのときに全額の部分も検討しました。

ただ、これを全額やってしまうといういろいろちょっと問題が起きるというか、不妊治療というのは、あくまでも医師とその患者さんというんですかね、それを求める人の間での話であって、それはやったか、やらないかというのは、外側からちょっと実際見えないところもありますので、そこについてはしっかりそのお支払いをいただいたということの前提の中で、お支払いの半額を援助しましょうという状況をつくったもので、最初からゼロにしてしまう

と、結果的にやらなくても、何か不正があったりすることもあるんじゃないかなという、正直な心配もございました。

そういう状況の中で、取りあえず当面、もう本当に最初のケースとして、先ほど申し上げましたとおり、千葉県で今までこのケースはない状況の中で、しっかりそれをまず対応してみ、様子を見ながら今後に移らせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご丁寧な説明ありがとうございます。私も調べましたけれども、全国にはあるんですね。全国にあるので、1自治体もないというわけではないので、ぜひご研究をしていただきたいというふうに思います。じゃないと福祉日本一になりませんので、よろしくお願いします。

続いて、園児の給食無償化についてでありますけれども、課長、町内のゼロ～2歳児の園児数と3歳以上児の園児数を教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 園児数のご質問です。ゼロ歳児から2歳児までが198人です。3歳児から5歳児までは407人でございます。管内というところでお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

本年6月国会でこども基本法が成立し、自治体の本気度が試されることになります。子育て支援は、費用対効果が高い次世代の投資と言われます。子供が胎児のときから小学校に入学するまでの間にしっかりと支援すると、20代から30年後には国の財政が節約されることが、多くの研究で分かっているそうです。

具体的には、妊婦の貧困を防いだり、質の高い幼児教育を提供したりすることが、大人になってからの収入を増やしたり、犯罪を減少させたり、先ほども申し上げましたけれども、繰り返しまして申し訳ありません。社会福祉依存の脱却や医療費の削減につながる事が分かっております。

子育て支援は社会全体を良くし、子供がいない人にとってもメリットがあると考えれば、薄く広く負担をお願いすることが大事になると言われております。

そこで、ちょっと先急ぎ過ぎて申し訳ありませんが、町の未来を担う宝の子らの今後に向

けて、改めて町長のご見解、ご決意をお聞かせ願います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この件につきまして、改めて再度調べさせていただきました。それによりますと、未満児、いわゆる3歳に満たない子供の保育料というのは、特段給食費を集めているわけではなくて、全体の中で集めさせていただいている状況の中で、近年、未満児についても給食費の補助を出していると標榜しているほかの市町と全体の比較をしますと、結果的に横芝光町が一番安かったと。支払いを、その子育てに関する負担金が。

ということでございますので、本来もともと未満児に対しては、給食費というカテゴリーの中で集めていたものではございませんので、あえてそれを云々ということではなくて、やはりトータルな形の中で、しっかりともう子育て日本一を目指すための施策が着実に進んでいるという認識でございますので、今後ともそれについてはできる限りしっかりと一步一步踏みしめていきたいという認識でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後の、国の出産・子育て応援交付金事業についてでありますけれども、第2次補正予算が今年12月2日に成立をいたしました。公明党の主張で盛り込まれた出産・子育て応援交付金ですが、少子化対策を強化する予算として、国は速やかな準備と自治体への説明に急がれることと推測いたします。

町もそれを受け、迅速円滑な執行で対象者の町民の皆様に恩恵がいち早く行き渡るようお願いしてやみません。とりわけ本年4月から遡るという内容から見ても、早期の各種準備が必要と考えますので、当局のご決意を伺います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） お答えいたします。

ただいまのように、4月から遡るところで、できるだけ速やかにこの情報が入りましたら実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうぞよろしくお願いいたします。

今回を機に、全ての妊産婦に関わることが重要で、妊婦全員面接から経済支援と、各段階に応じて孤立を防ぐ伴走型相談支援につなげることがポイントであります。また、子育てのスタートを孤立化させないための第一歩と考えますが、町当局が既にこれまで取り組まれた様々な施策があろうかと存じます。どのような取組がありますでしょうか。

国がこうなさいと言われる以前に、うちの町にはね、町長、もうたくさんやってくださっていることがあるということは私も承知しています。ただ、具体的にいま一度、改めてお聞かせ願えればと思います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） これは伴走型支援というところの支援の形でしょうか。当町で、健康こども課で行っている事業ですが、まずは妊娠期につきましては、初めて妊娠された方に関わらず、全員に面接を行って、出産までの見通しが分かるファイルをお渡ししております。きめ細かい説明等、不安や悩んでいることを聞きながら、寄り添った支援を行っているところでございます。

また、妊娠8か月頃の支援につきまして、ウェルカムベビークラスを実施しまして、妊婦だけではなく、夫や家族が参加できるようにして、出産後に必要な手続きや育児休暇、夫や家族の悩み等の相談も受け付けております。

そして最後、出産後なんですけど、全員に対しまして保健師が面接を行っております。手続には父親が来庁することが多く、その場合には、母子手帳や父親の話から情報を得まして、母親に連絡を取っておるところでございます。連絡時には、現在の体制やお子さんの様子などを伺い、新生児訪問を行えるよう日程調整を行っております。

新生児訪問等で継続した支援が必要と思われる方につきましては、乳幼児健康相談や産後ベビーヨガ等の事業を紹介しまして、訪問等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。まだもっとあったような気がするんですけども、本当に町長、素晴らしいところは、全員面接からスタートしているというところなんですね。今回、国の目的も全員面接から一人も漏れなくというところで支援をしていくというところからスタートしますから、既にうちの町はもうやっているということで、これはもう本当に職員さんをねぎらっていただきたいというふうに思います。

課長、そこで、流産や死産を経験した人へのグリーフケア、悲しみを癒やすケアなど、当

事者に寄り添った支援が重要と考えますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 議員おっしゃるように、流産、死産、このような方に対しても、当町保健師がおりますので、ご相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 国では、既にこの12月議会に緊急上程する自治体もあるそうです。

本町は、効果的な経済的支援と4月に遡る効果的、妊娠して5万円、出産して5万円、これが4月から遡って提供されるわけですがけれども、子育て世代包括支援センターの恒久的内容強化及びサービス向上に向けて、速やかに取り組んでいただきたいというふうに思います。

重ねて、もう既に担当課のほうには、厚労省のほうからネットでいろんな先行事例の参考資料も届いていると思いますけれども、ぜひ特に支援が手薄なゼロ～2歳児へ寄り添い型の支援を改めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほどの死産、流産の方には、特段に優しさいっぱいに寄り添っていただきたいというふうに思います。

マイナンバーカードは大変ですが、住民課長、皆さんをねぎらっていただきながら、さらなるスピード感を持ってお取組いただけますようお願い申し上げます。

最後に、町職員の皆様の日頃の取組に心から感謝しつつ、さらなる寄り添うまちづくりに全力を挙げていただくことを切にお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月7日から12月8日までは、議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認めます。

よって、12月7日から12月8日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時44分）

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

令和４年１２月横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第３号）

令和４年１２月９日（金曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 議案第１号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第２号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第３号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第４号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第５号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第６号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第４号）について
- 日程第 7 議案第７号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 8 議案第８号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 9 議案第９号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 10 議案第１０号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町病院事業会計補正予算（第２号）について
- 日程第 11 議案第１１号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 2 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 3 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 4 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
3 番	印 東 彦 治 君	4 番	秋 鹿 幹 夫 君
5 番	宮 藺 博 香 君	7 番	越 川 一 雄 君
8 番	庄 内 賢 一 君	9 番	鈴 木 和 彦 君
1 0 番	鈴 木 輝 男 君	1 1 番	川 島 仁 君
1 2 番	川 島 富 士 子 君	1 3 番	鈴 木 克 征 君
1 4 番	鈴 木 唯 夫 君	1 5 番	八 角 健 一 君
1 6 番	川 島 勝 美 君		

欠席議員（1名）

6 番 山 崎 義 貞 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	及 川 雅 一 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財 政 課 長	向 後 和 彦 君	環境防災課長	北 田 勝 也 君
税 務 課 長	椎 名 雄 一 君	住 民 課 長	川 嶋 修 君
産 業 課 長	佐久間 真 一 君	都市建設課長	若 梅 吉 伸 君

福 祉 課 長	古 作 健 二 君	健 康 こ ど も 長	鈴 木 正 広 君
食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 勇 君	課 東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	事 務 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	教 育 長	霞 澄 人 君
		社 会 文 化 課 長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長	渡 邊 奨	書 記	安 藤 真 澄
-----	-------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

山崎義貞議員から傷病のため本日欠席との届出がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、私のほうから3点お伺いいたします。

まず、1点目ではありますが、大変失礼な質問とは思いますが、この条例を制定することにつきましては、どんな考え方に基づいて行うのかお伺いをいたします。

次、2点目としまして、議案関係資料の1ページの1で、段階的に定年延長に係る措置については理解できましたが、資料2の（1）については昭和38年生まれの課長職から該当するものと思いますが、この規定が当町のような職員の少ない組織に合っているのか疑問が残ります。

といいますのは、現総務課長、財政課長、企画空港課長、社会文化課長が該当すると思います。現実問題として、この4名が引き続き町発展のために奉職してくれるということになれば、資料11ページの横芝光町職員の定年に関する条例第9条に基づき、課長職を務めていただいてもよいのではないかと思います。町当局のお考えをお伺いいたします。

3点目としまして、議案関係資料の9ページ、同じく横芝光町職員の定年に関する条例第

3条の規定が65歳になったことから、ただし書の医療業務に従事する医師の定年は65歳とするが削除されておりますが、当地域や東陽病院の状況からすると、医師不足は解消される状況にはありません。そうであるならば、ただし書を残し、医師の定年年齢を70歳に引き上げることも必要ではないのかなと思いますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） まず初めに、制定の考え方ですけれども、今回の制定につきましては、国が定年引上げについて条例を制定しました。それに基づいて、地方自治体においても、地方公務員法第28条の2において地方公務員の定年は、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。」とされておりますので、町においても、それに基づいて今回制定することといたしました。

続きまして、2番目の昭和38年の年の職員から該当になる、確かに4名該当になります。11ページの管理監督職の勤務の上限年齢の降任等については、今回令和5年4月から施行されるものであり、まだ課題とか問題とかは、ちょっとまだ分からない部分があります。

また、職員に引き続き管理監督職を占めたまま勤務させる規定も今回国から示されておりました、職員の職務の遂行上、特別の事情がある場合、例えば特別なプロジェクトの継続の必要がある場合など、また職員の勤務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難である場合、特殊な技能とか特殊な職務などですね、そのような場合について管理監督職として残すことができるという、引き続き留任させることができるとされておりますので、今現時点では、その4名を該当させることは難しいかなというふうに思っております。

3番目の9ページの65歳、医療職につきましては、現行もう65歳であります。医療職につきましても、特別な事情がある場合に特例が設けられておりますが、当町においては離島等のような町じゃありませんので、そういう場合には70歳まで延長することができるとされておりますが、当町においては該当になりませんので、今の時点では近隣市町なども65歳とされておりますので、うちの町においても現行では65歳で、今後医療職の確保が困難な場合については、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） どうも説明のほう、ありがとうございました。

今、総務課長からいろいろ説明もいただきましたけれども、まず1点目の条例の制定とは

につきまして、私簡単に申し上げますけれども、上位法等を受け、当町が適正かつ速やかな行政運営が行えるように、明確に示すものだと私は思っております。

そうしますと、今申し上げましたように該当する4名については、今の段階で、町では人事評価制度に基づき町長が任命したものであると思います。そうであるならば、組織全体を見渡し、課長職が適任であるならば、課長職を務めていただくのも一つの方法ではないのかなと、そうすれば組織が円満にいくんじゃないのかなというふうに思っています。

それで、課長のほうから説明がありましたけれども、11ページの第9条の関係ですけれども、一番最後に当該管理監督職を占めたまま職務を遂行させることができると、これは役職定年のまず特例だと思います。

それを受けて、24ページをちょっとご覧になっていただきたいと思います。24ページの附則の16の中の(4)ですよね。(4)は、これは定年特例のことを多分意味しているんじゃないかなと思うわけです。

そうしたら、そういうような状況を踏まえて、うちは小さい組織ですよ、ですから、そういうものを踏まえてやることも、そういうふうな対応をすることも可能じゃないかと思うんですけども、それは私が最初に言いましたように、当町が適切かつ速やかな行政運営を行えるような道しるべになるものが条例であれば、そういうふうに考えて、しなければならない状況じゃないのかなということによっておきたいと思っております。

次に、3点目ですけれども、うちのほうは離島じゃないから、そういう特例から外したということであるんですけども、これはちょっと古いデータになるかもしれません。千葉県は、全国の中で10万人を含める医師の割合がワーストツー、今はどうなっているかわかりませんというような状況であります。それで、特にこの地域は、また都市部と違ってかなり医療過疎で、医師確保にもかなり苦慮している状況であるんじゃないかなと。

そうであるならば、そういうところまで今回見直すのであれば、今の現状を踏まえた中で、見直すをちゃんとにした形でしておく必要があるんじゃないかなと、必要でないということであれば、それは構わないんですけども、やっぱりそこまでを見通して対応するのが私は条例じゃないのかなというふうに思っているんですけども、その辺について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この定年制の延長の問題につきまして、本当に日本人の平均寿命が延びたこと、そしてまた少子高齢時代において、やはりもう少し働ける皆さんがたくさんおら

れるんじゃないかという観点からのこういうような流れ、国からの流れだというふうに認識をしておりますが、しかしながら、やはりその長い間、長い方は40年を超す方がおられるわけでございます、そうした状況の中で、今まで積み上げてきた人生の中で、ピークをどこに持っていくかという部分において、やはりそれが今までの考え方としては、それが60歳だったのではないのかなというふうに思っています。

それに合わせるように、役職定年という制度もあるわけでございます、そこについては先ほど総務課長からありましたとおり、これから始まる、今までになかったこと、経験していないことについて、これから始まるわけでございます、そこについては順次、今の段階ではっきり、そういうような方向をつけるのではなくて、今の段階で徐々に徐々に考えていけばいいと思いますし、またその役職定年という言葉が存在することの一つの要因としては、やはり若い方の勤労意欲、また前向きな姿勢になれるような、もう来年、再来年には課長になれるから頑張るんだというような、そういう思いも必要なところもありますので、じゃ、5年間また私たちは課長になれるんだというようなことにもなりかねないわけでございますので、その辺のところを微妙なバランスをしっかりと感じながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

また、医療職の問題につきましては、同じような流れの中で進んでいくわけでありすけれども、確かに千葉県は医療過疎とよく言われています。医師確保が難しいのも重々認識をしているわけでございますが、当町におきましては、今のところ最低必要限の医師の確保ができつつある状況でございますので、その辺については、今ここではっきりそれを決めるのではなくて、将来に向かってどのような方向が一番いいのか、それこそ医師の皆さんのモチベーションの問題もございまして、それについては順次考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 町長の言うことも十分分かりますけれども、国・県というのは課長職が、これはあくまでも年金が65歳というものを目指して言っているものだと思いますけれども、国・県というのはもう副町長もご存じのように天下りの機関、言葉は悪いんですけども、そういうところがいっぱいあると思います、はっきり言って。ですから、こういうふうに定めても何ら問題がないと思います。ですから、うちを含めて小さい自治体ほど問題が生じる、これは事案じゃないのかなと思っております。

といいますのは、有用な民間企業のように、ある程度の年齢になれば役職をする云々ということになって、そういうものが確立されていけばいいんだけど、うちのような地方自治体というのは、ある程度の年数、年齢によって、要するにある程度の序列を守っていきながら、そういう役職というものはついていると思います。ですから、今回これだけの人がいるために、すぐにやった場合には多分組織が崩れてくると思います。

といいますのは、下の職員についても、当然課長職がいれば比較とか、そういうものを当然やるようになっていきます。そうすると、それが小言に出てきたり云々ということで、組織もだんだんに多分まとまらないような状況というのが発生してくるのかな。

ですから、その辺はやっぱりそれぞれの自治体に合ったような対応を、運用するんであれば、私は今考えていかなければならないんじゃないかということを申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第2、議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第3、議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第4、議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第5、議案第5号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第6、議案第6号 令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第4

号) についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○13番(鈴木克征君) 2点ほど、ちょっと確認させていただきたいんです。

16ページの5款農林水産業費、3目農業振興費の飼料用米等拡大支援事業補助金767万7,000円、作付面積が117ヘクタール増、また県単の補助金の変更ということで説明いただきましたが、令和4年度の当町の当初予算は、どのようなことを参考に面積を算出したのか、ちょっと伺いたいと思います。

また、補正予算に関係ありませんが、再度町単補助金のほうもできたらお願いしたいと思っています。

次に、ページ数が、款と目が全ての款に多分なっているような感じがするので示せませんが、光熱水費の補正、今燃料費の高騰等による電気代金が大変な高騰をしているところであります。

そこで、課長にちょっと伺いたいんですけれども、これは対前年度比の電気代というのか、光熱費、そういったものの比較、またそういったものの取りまとめが必要ではないかと思うんですけれども、その辺のところを、今現在そういったもののいろんな細かい部分において、前年との比較等を出しているのか、今はそういったことをやっているのか、ちょっと伺います。

○議長(川島 仁君) 産業課長。

○産業課長(佐久間真一君) それでは、飼料用米等拡大支援事業の令和4年度当初予算の、どのような算出をしたのかということでお答えいたします。

令和4年度当初予算編成時においては、千葉県単価が確定しておりませんでしたので、令和3年度の当初予算の面積を参考に積算をしたところでございます。当初予算時の面積につきましては218ヘクタール、予算額は1,278万円を計上したところでございます。

また、次に町の単独補助の令和4年度の状況でございますが、町の補助金につきましては、需給調整推進対策奨励事業補助金でございますが、この9月議会定例会におきまして、予算の増額についてご承認をいただいたところでございます。

予算の規模でございますが、事業全体で取組面積は599ヘクタール、3,866万円の交付を予定しております。また、参考までに補助金の単価といたしましては、10アール当たり7,000

円の単価で交付を予定しているところでございます。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 光熱水費の関係でございます。

まず、今回補正で計上させていただきましたけれども、補正要求のあった課、なかった課といったところもございますが、補正後の予算額といたしましては、1億5,851万5,000円でございます。それで、令和3年度の決算額を申し上げますと、1億1,974万8,000円でございます。今年度の補正額後の額と比較しますと、約1.32倍という状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） ありがとうございます。飼料用米の補助金のほうはよく分かりました。

課長もご存じだと思いますけれども、水稻農家は国がすばらしい農業政策を発表されても、すぐにやっぱり対応できないんですよ。例えばなんですよけれども、飼料用米等にしても、多収用米品種というのだと、若干その補助金が増えたりなんかしますよね。そういったところで、じゃ、多収用米の作付をしようと思っても、今度種は前年の秋にちょっと用意しなくちゃいけないので、新年度予算が始まってそういう施策をされても、なかなか切替えができないところであります。

また、じゃ、その品種に変えようかということで思い切ってやっても、今度、逆にその品種の種が供給が間に合わないとか、注文が殺到して、注文しても来ないというような状況になっているんですよ。そういったことで、どうしても町の補助金、最低でも現状維持ということでお願いしたいなと思っております。

ちょっとあれしてみますと、この町単補助金の件ですけれども、麦、大豆におかれましては、大体助成金が令和2年、3年、4年ということで、ほぼ500万ちょっとぐらいで3年間収まっているわけですね。

加工用米、こちらのほうも、もうほぼ700万から、令和4年度見込みで、ちょっと先日伺ったんですよけれども、飼料用米の転換等がありまして若干減るような予測がされているようでございますけれども、700万弱、こういったことで令和2年が770万、3年が730万、見込みでありますけれども4年が660万ということで、おおむねそんなに大きな差がありません。

その一方、この飼料用米については、令和2年度は37件で277万、約ですけれども、あと令和3年がこれがもう1,463万、今年度の見込みが2,181万ということで、令和3年からやは

り複数年契約ですか、こういったものが令和3年からやっているの、多分複数年3年ということになりますと、令和3年、令和4年、来年度までは同じような面積が予測できるんじゃないかなというようなことを思います。

ですから、本当に国・県の補助金というのは、今は毎年変わっていますので、再度しつこいようだけれども、予算が大変厳しいのはよく分かりますけれども、町単補助金は最低でも現状維持、こういったもので、農家の少しでも予定が立つようなことができたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、光熱水費についてですけれども、これはまた何か報道等によりますと、また来春値上げというようなことが言われておりますので、もう光熱水費だけじゃなくて、全ての生活用品から食品、もう全てのものが今値上がっている状況であります。

そういったことから、光熱水費も、公共施設においても、町民の皆さんに何か不便を感じないようなものはよく検討して、時間の短縮とか、また節電とかに努めていかなければならない今時期なのかなと思っております。必要なものは必要です。だからこそ、やはり各課において再検討して、これらを対応していかなければいけないと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、補正の中身ではないんですけれども、5ページの債務負担行為の補正の中で、令和5年度から令和7年度までの横芝光町立小中学校のICT活用支援業務委託の件でございます。

説明を聞いていて、ちょっと漏れておりましたら、おわび申し上げたいと思いながら伺いたいんですけれども、学校によって格差があってはならないというふうに思いますし、1人1台のタブレットを配付されて、これがやっぱり有効活用されなければ意味がないというふうに思いますので、この支援員の委託というのは非常に大事なことだと思いますし、大賛成であります。

ただ、この支援員が何名ぐらいの予定であって、どこの小学校、中学校に配置されるのか、細かく、もし今の段階で決まっていれば教えていただきたいと思っておりますし、これまでも学校によって格差があったのかどうか、こういったコロナの時期なので分かりませんが、地元の土曜小学校では電子黒板を使って授業参観等、それは承知しておりまして、非常に前向きに先生方も取り組んでいるんだなということをお見かけしたことはあります。町の全

体の印象を伺える範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） それでは、5ページの債務負担行為の横芝光町立小中学校ＩＣＴ活用支援業務委託の関係になります。

今回、負担行為の補正が決まりましたが、今年度中に詳細等を決めて、業者を決めていくという手続になります。今年度につきましては、単年度で契約をしております、3名の支援員が交替で各小学校、ほぼ週に1回程度を回っているという状況になります。

来年度、5年度からは、3年間の継続の契約ということにしていきたいということで、今回補正のほうをさせていただきました。いずれにしても、各小中学校を有効に活用していただくように支援員は必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。そうですね、また3名が交替でというのは今思い出しました。非常に有効に、いずれまたどういったウイルスが発生して、どういった災害があつて、この1人1台のタブレットが有効に使われるときがないとも限りませんので、そのときにオンラインでしっかり受けられるとか、いろんな形を今から準備していただいて、確立していただければというふうに思います。答弁は結構です。よろしくお願いいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第7、議案第7号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計補

正予算（第１号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第７号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第８、議案第８号 令和４年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第８号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第 9、議案第 9 号 令和 4 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第 9 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第 10、議案第 10 号 令和 4 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第 10 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第11、議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第12、議案第12号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第13、議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第14、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（川島 仁君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 4 0 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川 島 仁

議 員 川島勝美議員が、令和5年1月6日
逝去されたため署名なし

議 員 庄 内 賢 一